

# 岩手県外国人児童生徒等教育方針

岩手県教育委員会

令和6年3月21日



## はじめに

全国的な動向と同様に、本県においても、保護者の就労により外国から日本にやって来た子供、保護者の国際結婚等により外国にルーツを持つ日本人の子供など、多様な背景を持つ外国人児童生徒等の学校への就学が増えつつあります。外国人児童生徒等を含めたすべての児童生徒が、共生社会の担い手として主体的に生きていくために必要な資質・能力を、確かに育成することのできる教育環境を実現するため、外国人児童生徒等の日本語教育を含めた取組を総合的かつ効果的に推進していく必要性が高まっています。

国においては、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、各地方自治体には、その地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める努力義務が規定されました。こうした状況を踏まえ、本県では、令和4年3月に、「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定しました。この方針は、在留外国人に対する日本語教育の現状や課題を整理し、「いわて県民計画（2019～2028）」及び「岩手県多文化共生推進プラン（2020～2024）」との整合性を図りながら、すべての外国人県民等を対象とし、すべての人に共通する「生活者」の側面に着目した日本語教育を推進することを目的としているものです。

これらを踏まえ、県教育委員会では、どの子供も社会において自立できるよう、県内に居住している幼児から高校生まですべての外国人児童生徒等の就学、「日本語教育」の在り方及びその推進に関する本県の基本的な教育方針として、「岩手県外国人児童生徒等教育方針」を策定するものです。

本方針は、外国人児童生徒等教育に関わる学校、教師、市町村教育委員会等といったすべての関係者にとって、就学から日本語指導を中心とした推進の実際や、その充実に向けた具体的な取組の一助としていただくことを目的としています。本県に暮らす外国人児童生徒等を含め、未来の共生社会の担い手となるすべての子供たちの自己実現に向け、安定的で継続的な支援を目指し、関係者が協働・連携しながら歩みを進めていくために活用いただければ幸いです。

令和6年3月21日 岩手県教育委員会

# 岩手県外国人児童生徒等教育方針

はじめに

I 外国人児童生徒等教育を取り巻く状況	4
国の動向	
(1) 基本的な考え方	4
(2) 近年の外国人児童生徒等教育に関わる流れ	4
(3) 文部科学省実施の諸調査から明らかになっていること	5
① 外国人の子どもの就学状況等調査	
② 日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査	
2 本県の状況	7
(1) 日本語指導が必要な児童生徒数	
(2) 日本語指導が必要な児童生徒の言語別在籍状況	
II 外国人児童生徒の教育の基本的な考え	
1 本県における外国人児童生徒等教育の基本的な考え方	8
> 本県における「外国人児童生徒等教育」の対象	
> 基本的な考えの三つの柱	
2 外国人等子供の就学促進	
(1) 県の推進体制	9
> 推進体制のイメージ図	
> 就学の際の日本語指導に係るフローチャート	
(2) 県立高等学校への入学・編入学	11
> 第1学年から入学する場合、第2学年以降から入学する場合の要件等	
(3) 市町村に求められる役割	12
> 担当課がすべきことや対応のポイント、市町村における受入れ体制の整備例、編入学における注意事項等	
(4) 施策の方向性	16
3 学校の受入れ体制の整備	
> 学校での指導・支援体制のイメージ図	
(1) 学校全体での指導・支援体制の構築	17
> 教職員が共有すべき視点	
(2) 学校における各関係機関との連携について	18
> 各関係機関と連携した良好な協働体制への視点	
(3) 保護者の相談支援体制	19
> 教職員が共有すべき点、保護者の相談支援体制構築に必要な視点	
(4) 施策の方向性	21

4	日本語指導・教科指導、生徒指導、進路指導等の充実	22
(1)	日本語指導担当教員の育成	22
	▶ 県教育委員会の実施取組	
(2)	学習言語能力の確実な育成に向けた日本語指導の充実	23
	▶ 生活言語との違いと、計画的な支援の必要性について	
(3)	各学校段階における日本語指導の目標と指導	24
	▶ 幼児教育、小学校、中学校、高等学校、特別な支援を要する児童生徒の指導を充実させるための視点	
(4)	進路指導等の充実	28
	▶ 学校体制での組織的・計画的なキャリア教育、高等教育機関への進学、就労、在留資格	
(5)	施策の方向性	29

### III 関係資料等

1	「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」	30
	▶ 児童生徒の日本語の能力を把握し、指導方針を検討する際の参考とするための評価ツール 支援の段階を検討するための JSL 評価参照枠	
2	特別の教育課程に関する通知・様式	36
(1)	小中学校の「特別の教育課程」導入に関わる学校教育法施行規則改正と関係資料	
(2)	高等学校の「特別の教育課程」導入に関わる学校教育法施行規則改正と関係資料	
3	外国人児童生徒等受入れに関わる資料	38
(1)	就学に関わるもの	
	▶ 就学ガイドブック、受入れの手引き、教育支援ガイドブック等	
(2)	学習指導に関わるもの	
	▶ 教材の検索サイト、学習アプリ情報等	
(3)	進路指導・キャリア教育に関わるもの	
	▶ 在留資格、高等学校等就学支援金制度等	
(4)	支援の充実に資するもの	
	▶ 県国際交流協会 HP, 研修用動画 HP 等	
4	その他参考資料	42

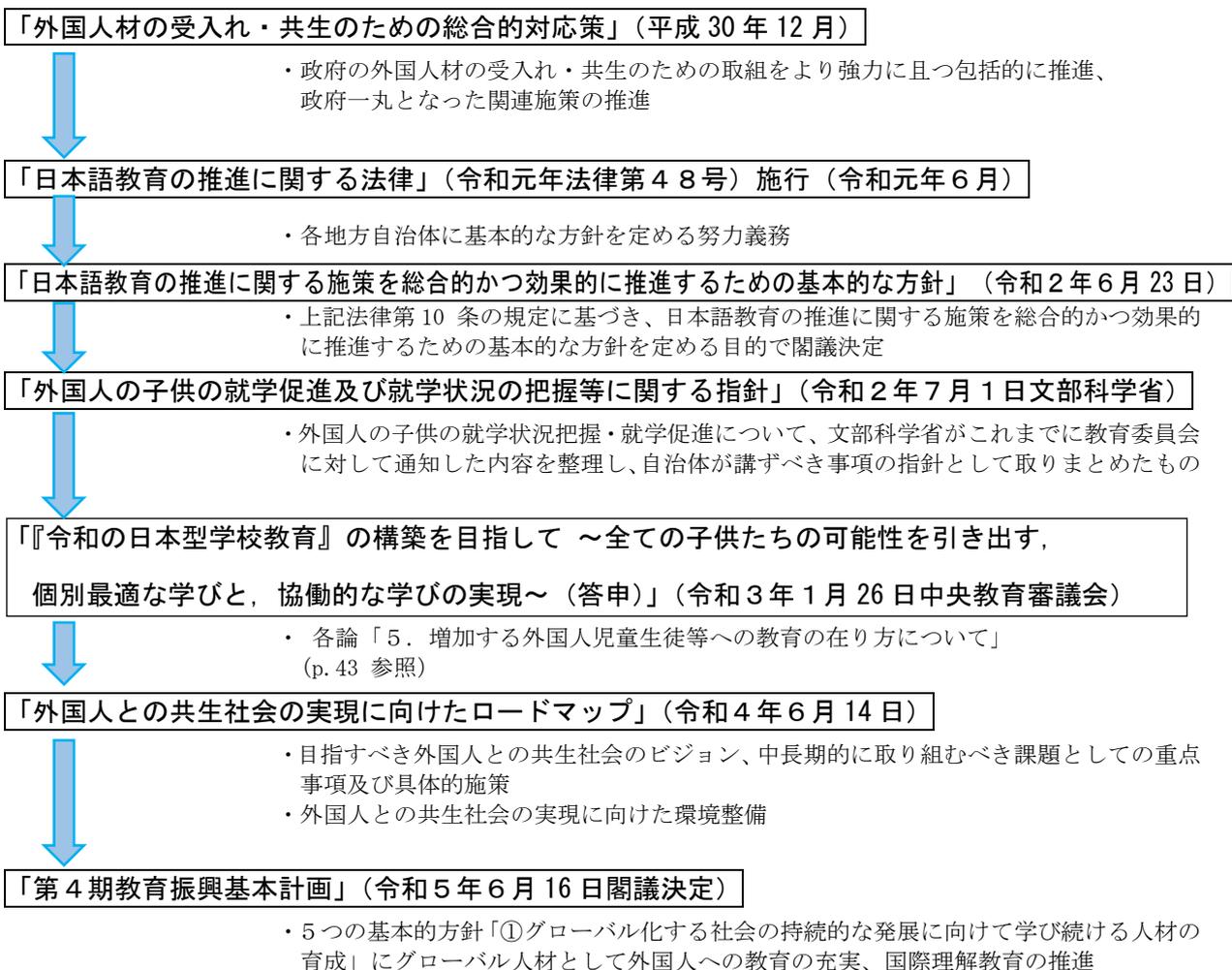
# I 外国人児童生徒等教育を取り巻く状況

## 1 国の動向

### (1) 基本的な考え方

外国人の子供についての国の方針は、従前から、国際人権規約<sup>1</sup>や児童の権利に関する条約<sup>2</sup>を踏まえて示されています。日本国憲法をはじめとする各法令等に示されるとおり、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しています。

### (2) 近年の外国人児童生徒等教育に関わる流れ



<sup>1</sup> 国際人権規約:1966年の国連総会において採択され、1976年に発効。日本は1979年に批准。世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。このうち、社会権規約において、教育に関する権利が定められている。

<sup>2</sup> 児童の権利に関する条約:1989年の国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。本条約においては、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定している。

(3) 文部科学省実施の諸調査から明らかになっていること

① 「外国人の子供の就学状況等調査」(調査時点令和4年5月1日)より

本調査は、全国的な外国人の子供の就学実態の把握を進め、全ての外国人の子供に教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要があることから、令和元年度に初めて実施されました。

本調査における「外国人の子供」とは、日本国籍を有しない者とし、日本国籍との二重国籍者は含みません。ただし、自治体により、外国籍の子供の日本国籍の有無の確認が取れない場合は、外国人の子供として対象に含めています。

令和4年度調査では、学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数)は136,923人(前年度調査より3,613人増加。2.7%増加)でした。

不就学と考えられる外国人の子供の数が8,183人であることが明らかとなりました。(前年度調査より1,863人減少。18.5%減少)

	就学		③不就学	④転居・出国 (予定含む)	⑤就学状況 把握できず	①～⑤計	⑥(参考) 住民基本台帳の人数との差
	①義務教育諸学校	②外国人学校					
小学生相当 合計人数	82,302	6,275	525	2,351	4,348	95,801	413
中学生相当 合計人数	33,986	2,905	253	921	2,327	40,392	317
合計人数	116,288	9,180	778	3,272	6,675	136,193	730

※1 別添資料(調査結果の概要資料)P.3の【結果を見る上での留意点】を参照。

※2 ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

※3 別添資料P.3の【結果を見る上での留意点】に記載のとおり、上記表①～⑤の合計と2(1)I「学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数)」の単純な比較は適切ではないため、⑥はあくまで参考値である。⑥には、⑤に計上されない「教育委員会が就学状況の確認を試みておらず就学状況が不明な者」等が含まれると考えられる。

出典：文部科学省 令和4年度外国人の子供の就学状況等調査結果概要より

② 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（調査時点令和3年5月1日）より

令和3年度結果によると、この10年間で国内の日本語指導が必要な児童生徒は約1.8倍に増えていきます（図1、2）。今回初めて小・中学校の特別支援学級における日本語指導が必要な児童生徒数の調査が加わり、その結果、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は2,199人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は505人でした。

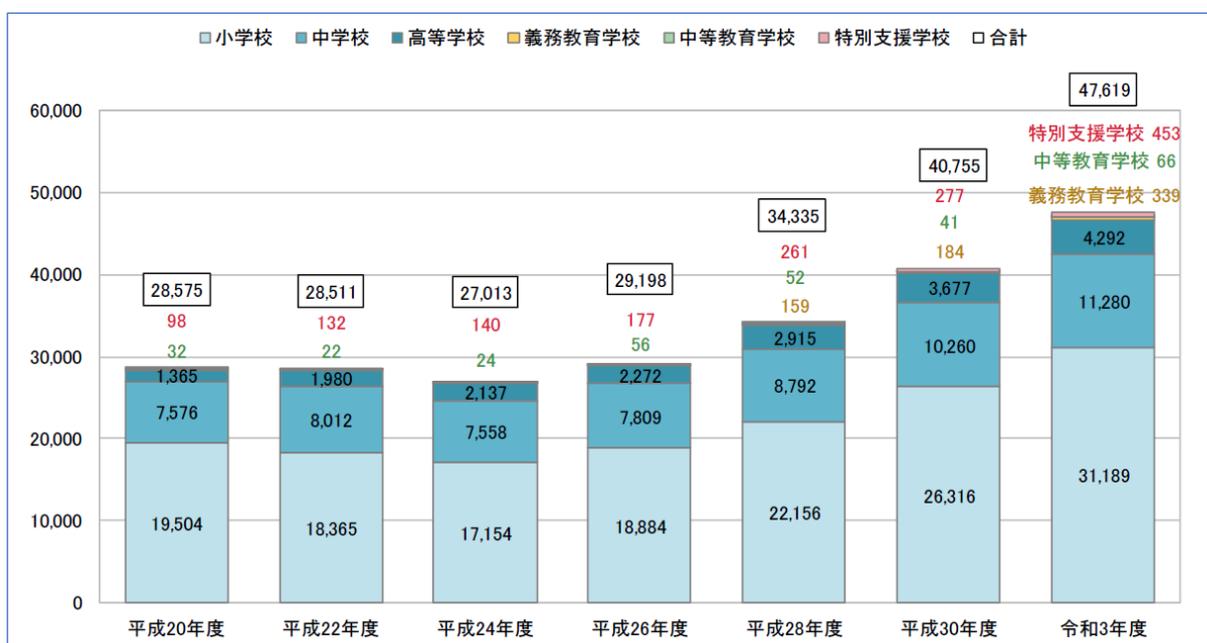


図1 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数（令和3年5月1日現在）

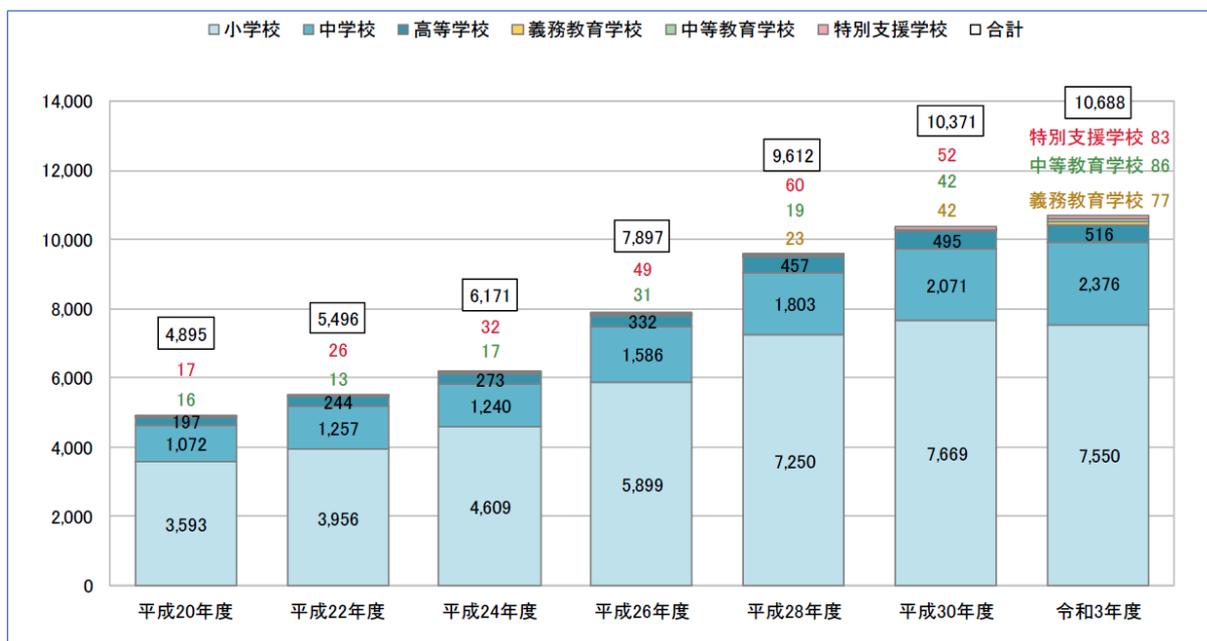


図2 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数（令和3年5月1日現在）

図1、2 出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果の概要」

## 2 本県の状況

### (1) 日本語指導が必要な児童生徒数

① 「外国人の子供の就学状況等調査」(調査時点令和4年5月1日)より

・本県の調査結果の推移

	義務教育諸学校	外国人学校等	不就学	転居・出国(予定含)	就学確認できず	合計
R元年度	84	0	0	4	6	94
R3年度	96	3	4	5	4	112
R4年度	99	3	1	3	6	112

出典：文部科学省 令和4年度外国人の子供の就学状況等調査結果概要

都道府県(指定都市を含む)別人数より作成

② 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(調査時点令和3年5月1日)より

岩手県 ※( )は 平成30年度	日本語指導が必要な外国籍の児童生徒		日本国籍を有する日本語指導が必要な児童生徒		人数合計
	人数	在籍校数	人数	在籍校数	
小学校及び特別支援学校小学部	21人(10)	10校(5)	11人(12)	9校(7)	32人(22)
中学校及び特別支援学校中学部	10人(4)	8校(4)	4人(4)	2校(1)	14人(8)
高等学校及び特別支援学校高等部	3人(0)	3校(0)	0人(0)	0校(0)	3人(0)
計	34人(14)	21校(9)	15人(16)	11校(8)	49人(30)

本県においても、前回30名であった児童生徒数が49名に増加しています。

本調査は特別支援学校も対象となっていますが、日本語指導が必要である児童生徒は調査時点ではいませんでした。

### (2) 日本語指導が必要な児童生徒の言語別在籍状況

本県においても、日本語指導が必要な児童生徒の言語別在籍状況が多様化しています。

令和3年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査の結果、日本語指導が必要な外国人児童生徒**34人**(外国籍)の母語は、以下の状況です。( )はH30調査

区分	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	フィリピン語(タガログ語)	ベトナム語	ポルトガル語	その他	合計
小学校	2	1	0	6 (4)	2	1	0	9 (6)	21(10)
中学校	0	0	0	3 (4)	3	0	0	4 (0)	10(4)
高等学校	0	0	0	1	1	0	0	1	3(0)
計	2	1	0	10 (8)	6	1	0	15 (6)	34(14)

その他の言語として、モンゴル語、ネパール語、ウルドゥー語、アラビア語、インドネシア語、パシュトー語の報告があります。

## II 外国人児童生徒等教育の基本的な考え

### 1 本県における基本的な考え方

日本人を含む全ての児童生徒にとって、多様な価値観や文化的背景について理解し合い、互いを尊重しながら学び合える環境の下、「多様性は社会を豊かにする」という価値観を醸成し、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育を推進することが大切です。外国人児童生徒等を支援する関係者には、子供たちの持つ母文化や個性等の多様性を包摂しつつ、子供一人一人の自己実現に向けた適切な支援を安定的、継続的に行っていく視点が欠かせません。

本県における「外国人児童生徒等教育」の対象となる児童生徒は、社会の変化とともに、より一層多様化しています。本方針では、保護者の就労や起業等により来県した子供や、本県で誕生し、両親の国籍と日本国籍の両方を持つ子供、また保護者の国際結婚等により外国にルーツを持つ日本人の子供などを「外国人児童生徒等」とすることとします。このような子供たちが、どのような背景を持っているとしても、グローバル化する共生社会を生きるために必要となる資質・能力を身に付けるべき存在として、その成長について考えていく必要があります。そして、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようになることは、国際人権規約にも基づいた権利であり、社会全体として「誰一人取り残さない」という環境を提供できるように努めます。

本県では外国人の子供であっても、「社会において自立するためには、適切な教育を受けることが不可欠である」という考えに立ち、全ての外国人の学齢期の子供が着実に就学することを目標に掲げていくと共に、義務教育諸学校での教育を終えた後の教育の充実についても、関係機関と連携しながら推進していく必要があると捉えています。そして、地域社会において、外国人住民やその子供たちがコミュニティの一員として受け入れられ、自らの能力等を活かして豊かな社会を形成していくことの実現に向けて、教育を通して地域の中心的な役割を担う学校においては、学校全体での体制をつくり、外国人の子供の受入れや共生のための取組を推進し、多文化共生の考え方をより一層地域に波及していきます。

本方針は、下記三つの柱を基本的な考え方として内容を構成しています。

#### 【基本的な考えの三つの柱】

三つの柱	内容構成
外国人等の子供の就学促進	1 県の推進体制
	2 市町村に求められる役割
学校の受入れ体制の整備	1 学校全体での指導・支援体制
	2 学校における関係機関との連携
	3 保護者の相談支援体制
日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実	1 日本語指導担当教員の育成
	2 学習言語能力の確実な育成に向けた日本語指導の充実
	3 各学校段階における日本語指導の目標と指導
	4 進路指導等の充実

## 2 外国人等子供の就学促進

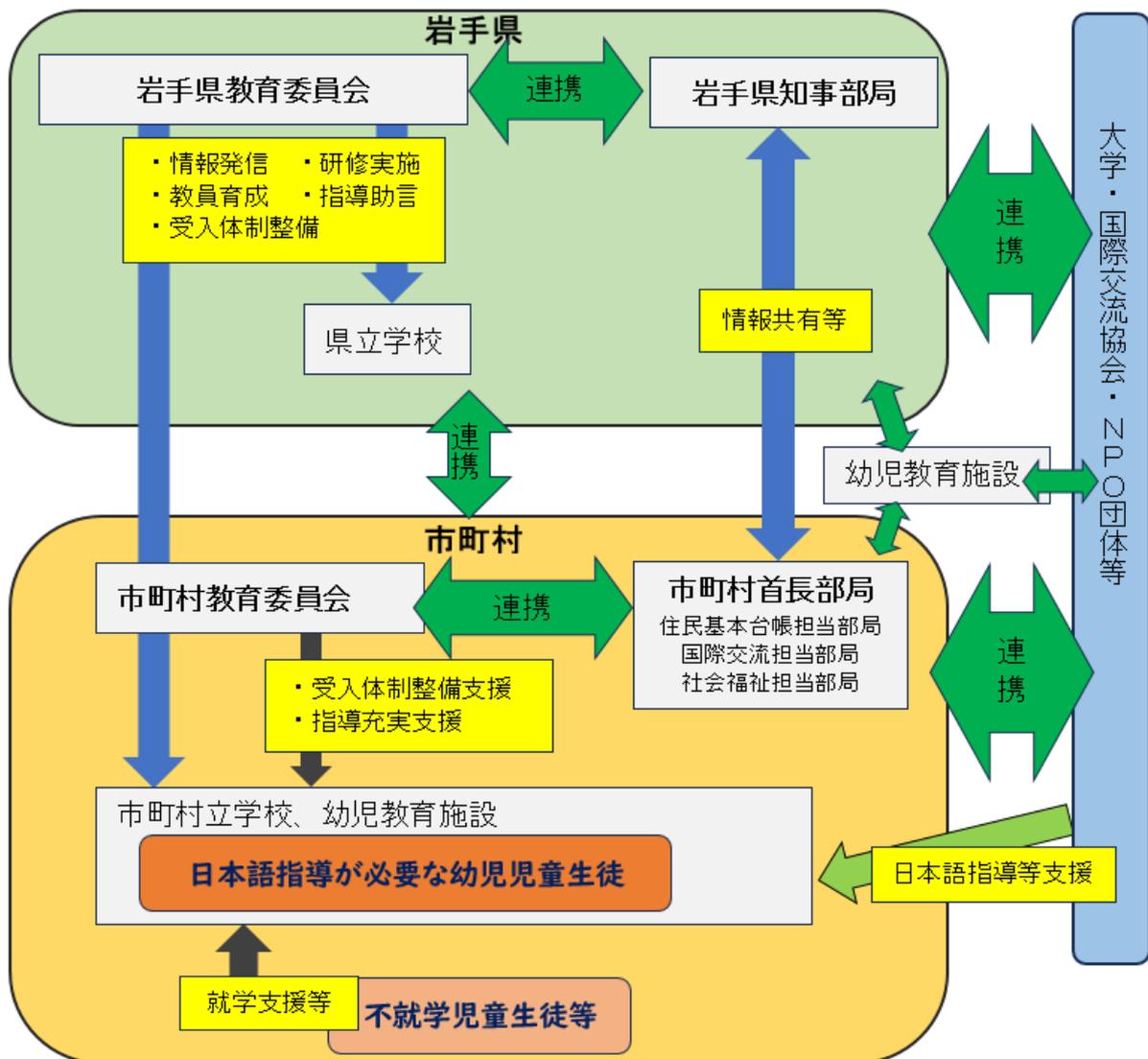
### (1) 県の推進体制

県教育委員会では、今後の多文化共生社会を目指す際の施策を一層推進させていくため、本方針により、外国人児童生徒等だけではなく、全ての児童生徒に互いの「違い」を認め合い、多様な価値観を受容しながら共に生きようとする意欲や態度等、多文化共生の資質を育むという基本的視点を関係者と共有していきます。

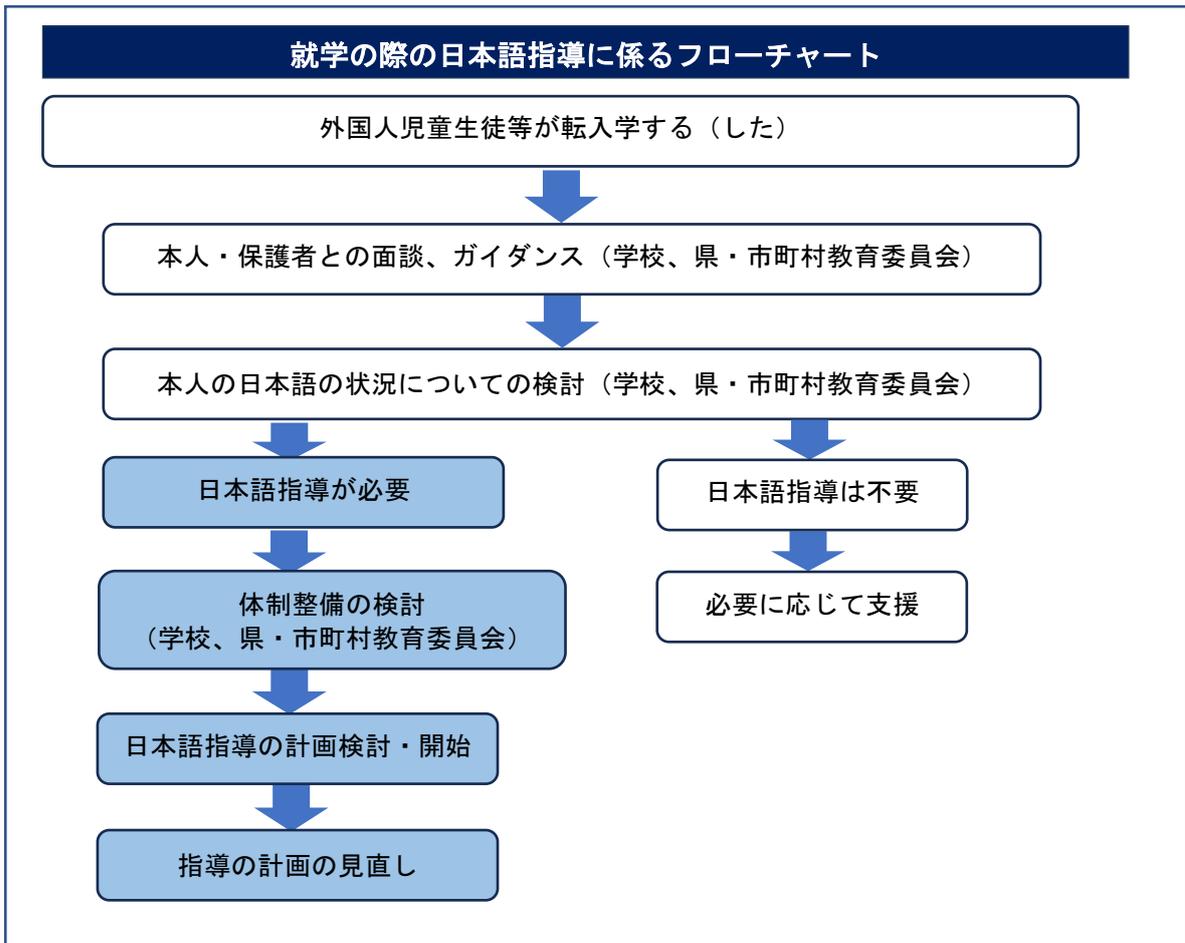
外国人児童生徒等が共生社会の担い手として主体的に生きていくことができるよう、その資質・能力を確かに育成していくためには、教育環境を整え、関係者が協力しながら取り組んでいくことが必要です。

資質・能力の中でも、日本語の能力は、必要不可欠な力でありながら、入国の時期や家庭での言語環境等、様々な要因に影響を受け、個人差が大きく生じることが一般的です。そのため、幼児・児童・生徒個々の実態を丁寧に見取り、継続的・安定的に日本語指導を含む教育を推進していくことのできる推進体制の構築を目指します。

そのため、下記イメージのような推進体制を整え、取組の促進を図ります。



また、外国人児童生徒等が就学する際には、できるだけ速やかに学校での生活を始めることができるよう、下記フロー例のように、円滑な流れが実現することを目指します。



## (2) 県立高等学校への入学・編入学

### ア 県立高等学校に第1学年から入学する場合

県立高等学校入学選抜を受検し、合格する必要があります。県立高等学校入学選抜では、外国人生徒等の受検について、それぞれ生徒の状況に応じて、必要な配慮を行っています。必要な配慮については、中学校を通じて、志願先高等学校や県教育委員会へ相談することとなります。

(外国人生徒等で県立高等学校入学選抜に出願できる者)

次のいずれかに該当する者。

- ・ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ・ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ・ 文部科学大臣の指定した者
- ・ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ・ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### イ 県立高等学校に第2学年以降から入学する場合

各高等学校が実施する編入学試験を受検し、高等学校長からの編入学許可が必要です。編入学試験や入学後の生活の詳細については、編入学を希望する高等学校に相談することとなります。

(高等学校長が編入学を許可する要件)

- ・ 外国で正規の高校に在学している生徒であること
- ・ 相当年齢に達していること
- ・ 在学生と同等以上の学力があること

### (3) 市町村に求められる役割

#### ア 「教育方針」等への外国人児童生徒等教育の明確な位置付け

各市町村で作成している「教育方針」や「教育ビジョン」等に外国人児童生徒等教育を位置付け、「外国人児童生徒等教育は学校教育の一環として取り組むべきことである」という教育委員会等としての姿勢を明確にして、各学校や地域に示すことが大切です。国際理解教育の一つである、日本人児童生徒への教育も含めた「多文化共生教育」等として、地域の実情に応じて位置付けます。

#### イ 外国人児童生徒等の就学促進

##### (ア) 小学校新入学相当年齢の外国人の子供への対応

市町村教育委員会は、すべての外国人児童生徒の学ぶ権利を保障するという考えのもと、小学校新入学相当年齢の外国人児童をもつ保護者全員に就学案内を行います。公立の小・中学校へ就学させる希望がある場合は、就学手続きを行うよう確実に保護者に促し、未就学の子供がなくなるよう努力する必要があります。

##### 【対応のポイント】

##### a 住民基本台帳担当部局等と教育委員会とで就学に関する情報の共有を行う。

居住実態がなかったり公立学校に入学していなかったりする子供の把握を確実に行うこと。

##### b 外国人の保護者に、子供が翌年小学校新入学相当年齢になることを伝え、就学させることの必要性和重要性の理解を求める。

就学案内は、状況に応じて対面等により、複数回行うことが望ましいこと。

可能な限り来日前において就学情報等の提供等を行い、子供の将来の可能性について、保護者に情報が提供されるよう配慮すること。

##### c 保護者の使用する言語等に配慮する。

就学時の健康診断や就学案内等にかかわる文書を郵送する際は保護者の使用する言語等に配慮すること。その際、就学願いが未提出の保護者に対して、就学の意義が理解されているかどうかを丁寧に確かめるなど、どの子供も就学に確実につながるための配慮をすること。

なお、幼稚園・認定こども園等の就学前施設に通う外国人の子供については、その保護者に対し効果的な就学案内を実施する観点から、教育委員会は、私立幼稚園や認定こども園等の所管部局や就学前施設の設置者・担当教師等と連携を図ったうえで対応を行うことも効果的です。

外国人の幼児については、集団生活を経験しないまま義務教育諸学校に入学すると、集団行動や日本語などが分からず、円滑な学校生活への弊害が生じる可能性があることから、就学前教育施設への入園を促進し義務教育諸学校への就学に円滑につなげることが重要です。

経済的な理由で就学前教育施設に通うことをためらう家庭の場合、担当部局と連携のうえ、支援制度等について丁寧に周知し、就学前教育の大切さについて理解を促すことも必要です。

## (イ) 外国人の子供が就学する場合の対応

外国人児童生徒が学校に適応できないケースの一つに、就学直後の混乱、つまりスタートでのつまづきが挙げられます。これは、日本の学校についての知識が少なかったり、誤った認識をしていたりすることが主たる原因となっている場合が多いようです。

11 頁のフローも参考として、市町村への住民票の転入・転居届（住民基本台帳法）及び居住地の届出（出入国管理及び難民認定法）（以下「住民票の転入届等」という。）から、指定学校への就学までの流れが常に円滑に行われるような状態にすることが大切です。

一般的な就学手続きではそれぞれの学校が対応することであっても、通訳者がいないことで意思疎通が図られず、その説明が不十分になる場合もあります。就学に際する説明や指導等を教育委員会が一括して行うなど、外国人児童生徒等の円滑な学校生活のスタートに向けた支援が必要となります。

### 【首長部局担当課（「市民課」、「窓口サービス課」等）ですべきこと】

A) 住民票の転入届等にかかわる事務手続きを行う。

B) 学齢期の子供がいた場合は、公立学校への編入希望の有無を保護者に確認する。

希望がある場合は、それぞれの自治体の編入手続きにそって対応するとともに、次の点に留意が必要です。

・首長部局担当課において上記（A）だけではなく（B）も確実に実施されるよう、当該担当課に依頼しておくこと。

・「住民票の転入届等が済み次第、引き続き」がポイントである。この日を逃してしまうと、外国人保護者は、仕事の関係上教育委員会に来ることが困難になる場合が多い。「後日でもよいので」ではなく、「この後すぐに」が大切である。

・教育委員会が別の庁舎にあるなど場所が分かりにくい場合は、庁舎への経路図を手渡す。

・首長部局担当課から教育委員会担当課へ移動する際、保護者が日本語でコミュニケーションを図れない場合は、首長部局担当課の通訳者も同行できることが望ましい。

### 【教育委員会担当課ですべきこと】

A) 公立の学校へ編入する意志を改めて確認する。

・就学手続きを進める前に、本人及び保護者に対して、公立の小・中学校に通うことにかかわる意志を確かにもっているかについて再度確認する。

B) 在留カード等で居住地等の確認をする。

・在留カード、特別永住者証明書又は住民票（以下「在留カード等」という。）により、登録されている氏名（綴り）、生年月日、在留期限等を確認する。その際、学齢簿に準ずる書類を作成しておくことで学籍を管理しやすくなる。

C) 編入学にかかわる必要書類（「就学願」、「編入学願」等）を受理する。

・保護者に、現住所、児童（生徒）氏名、保護者氏名等を記入してもらう。

・教育委員会側は、指定学校、学年、編入学日を決定して記入する。

D) 編入に際して必要な説明や指導等を行う。

・日本の公立小・中学校の制度や仕組みの説明及び指導

・当該市町村の公立小・中学校の1年間及び1日の主な流れの説明及び指導

・PTA という組織があることや、保護者に期待されていることの説明及び指導

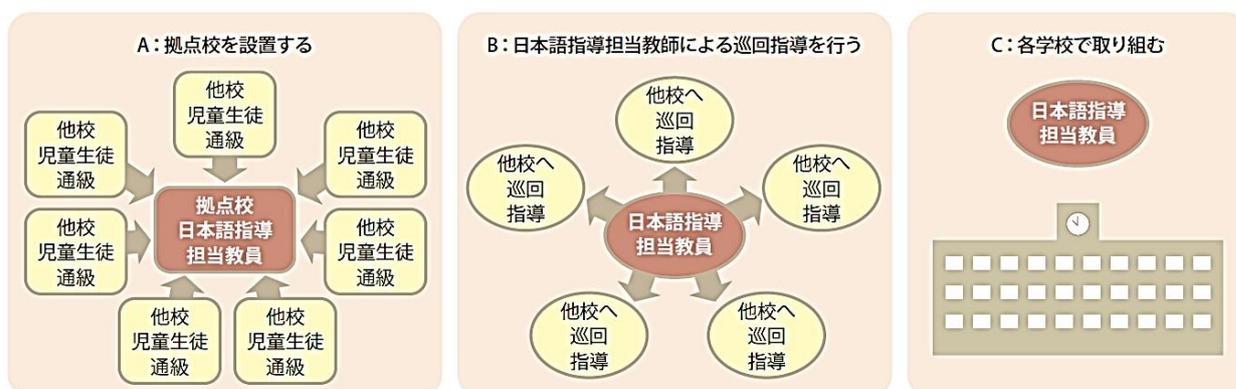
・児童生徒のプロフィールや家庭環境等を記載した個票の作成

・給食費等の振込依頼書への記入などの事務手続き 等

急に編入してきた外国人児童生徒等に対して日本語指導を行う際に、学校によっては通常の教室に余裕がないため、教材室や放送室などで日本語指導が行われていることがあります。当初は、仕方がない面もありますが、児童生徒が落ち着いて、安心して学べるよう、教育上支障のない日本語指導の環境を整えていくことは重要です。市町村教育委員会は、編入の事務手続きが完了した後、受入れ校で、児童生徒の学習に必要なカレンダー、時間割、50音表、ホワイトボード等、学習にふさわしい環境が整っているか、学校の相談に応じながら支援を行うことが求められます。

### (ウ) 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備

各市町村では、状況に応じて、「A 拠点校を設置して他校の児童生徒が通級<sup>3</sup>する」「B 日本語指導担当教師による巡回指導を行う」「C 各学校で取り組む」等、受入れ体制の整備を進めます。いずれの体制であっても、本人と保護者との共通理解のもと、継続して日本語指導を含む指導を実施できる体制整備を行います。



出典：「外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】」（2019年3月文部科学省）

万一、日本語指導が必要な児童生徒の成長に伴って受入れ校が変わる必要性が生じた場合には、学校の受入れ体制の状況、当該児童生徒の今後の日本での暮らしの見通し、同年代の子供たちとの生活の中で培う人間関係から得られる経験等を踏まえて受入れ校の変更を総合的に判断し、学校相互での確実な引継ぎを行う必要があります。

受入れ体制のパターンはA、B、C単独とは限らず、次頁のように、複合的な仕組みを構築したり、移行を前提として体制を整えたりする等、地域の実状に応じた対応が考えられます。

※ より詳しい留意事項は、下記URL：「外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】」（2019年3月文部科学省）第6章 市町村教育委員会の役割を参照のこと

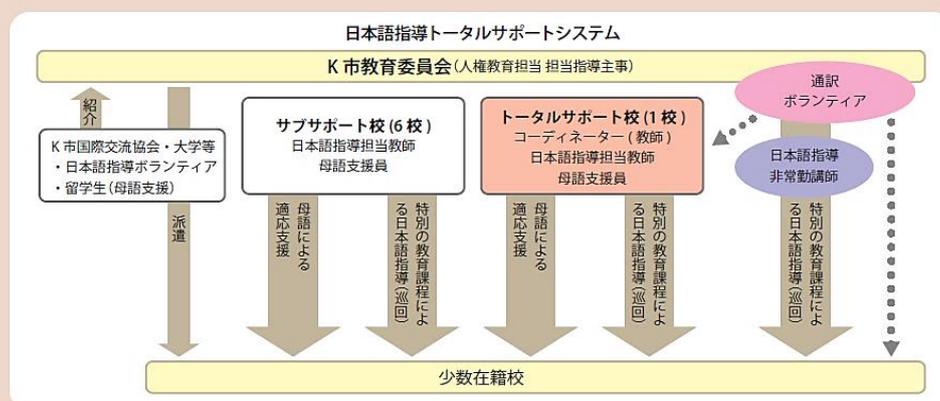
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afielldfile/2019/04/22/1304738\\_008.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielldfile/2019/04/22/1304738_008.pdf)

<sup>3</sup> 通級：ここで言う「通級」とは、「日本語指導」のために設置されている学級等に通うことを指しており、特別支援教育における言語障がいを対象とした「通級による指導」（ことばの教室）への通級とは異なります。

## 【A・Bの複合型例】

### K市の取組 【拠点校等(トータルサポート校・サブサポート校)を設置する】

トータルサポート校とサブサポート校を拠点とし、コーディネーターが国際交流協会や大学等とも連携して、少数在籍校に編入した児童生徒に支援が行き届くよう調整をする。



#### ○トータルサポート校

日本語指導コーディネーター、日本語指導担当教師(複数名)・支援者を配置し、担当地域内に日本語指導が必要な児童生徒の編入があった場合、コーディネーターと母語ができる支援者又はボランティアが在籍校に出向き、面談や日本語能力を測るアセスメント等を実施。→コーディネーターが日本語指導担当教師や支援者等の派遣調整等を行う。

#### ○サブサポート校

日本語指導担当教師や支援者を配置し、トータルサポート校の担当地域以外の地域に日本語指導が必要な児童生徒の編入があった場合、教育委員会の担当指導主事がコーディネーターとして、編入があった学校に出向き、面談やアセスメントを実施。→サブサポート校からの日本語指導担当教師や支援者等の派遣調整を行う。

## 【A・Cの複合型例】

### T市の取組 【日本語指導が必要な中学生のための初期支援校】

対象生徒：日本の学校に初めて編入する日本語がわからない生徒

指導：中学校教諭の免許状を持つ教員が、「特別の教育課程」による指導を行う。

通級申込の手順：①保護者が教育委員会で編入手続きをする。(在籍校の決定)

②外国人児童生徒相談コーナーで初期指導について説明を受ける。

③初期支援校へ通級することを希望した場合、初期支援校でのガイダンスに参加し、「通級申込書」に記入する。

④初期支援校の担当者とは在籍校の間で、生徒の日本語理解の状況や通級手段等の情報を共有する。('通級申込書'を在籍校に提出)

⑤初期支援校への通級が本人に望ましいと学校長が判断した場合、「初期支援校への通級について(依頼)」を教育委員会に提出する。

初期支援校への通学方法：保護者の送迎、許可を得た自転車で通学、公共交通機関を利用

学習期間：入級後8週間(8週目の木曜日に修了式を行う。)

指導日：毎週月～木曜日(金曜日は在籍校に登校)

指導時間：1日5単位時間×週4回×8週間＝合計160単位時間程度

学習内容：(指導前半)・日本の学校生活のガイダンス

・日常会話やひらがな、カタカナなどの文字の読み書き

・プレースメントテストを行い、つまづいている個所を明確にし、基礎的な計算や英語の基礎の学習をする。

(指導後半)・まとまった長さの文章を読んだり書いたりする。

・中学校レベルの数字や英語の学習を進める。

(数学や英語は教科書を使った指導も行う。)

・母国では未習の技能教科に関わる指導も行う。

出典：「外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】」(2019年3月文部科学省)

【参考】編入学における注意事項等

- 児童生徒の氏名は、在留カード等に記載されているとおり書かれていることを確認する。例えば日系ブラジル人の場合、日本人の「氏」や「名」に相当する部分の順序が曖昧になっていることもあるため、丁寧な確認が必要である。
- 児童生徒の氏名については、保護者からの申し出に応じて、正式な氏名とは別に学校で使用する氏名（通称名）を決めておくことで、児童（生徒）の学齢簿に準ずる書類にすぐに記入することが可能になる。
- 学校は現住所により決定される場合が多い。ただし、文部科学省の通知（注1）に基づき、日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めるなど、就学校の指定については柔軟に対応することが望ましい場合もある。
- 編入する学年については、一般に年齢により決定されるのが基本である。ただし、文部科学省の通知（注2）に基づき、該当の子供の学力や日本語の力等を適宜判断し、下学年への編入を認めるなどの柔軟な対応をすることが望ましい。
- 平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（注3）においても、基本理念として「その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにする」とされたように、就学に課題を抱える外国人児童生徒等に対して様々な配慮を行うことが重要である。

注1：文部科学省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した「外国人児童生徒教育の充実について（通知）」（平成18年6月22日付18文科初第368号）

注2：文部科学省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した「定住外国人の子どもに対する緊急支援について（通知）」（平成21年3月27日付20文科初第8083号）

注3：文部科学省初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」（平成28年12月22日付28文科初第1271号）

- 説明及び指導の際に用いる資料を作成する際は、文部科学省「就学ガイドブック」参照のこと。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)

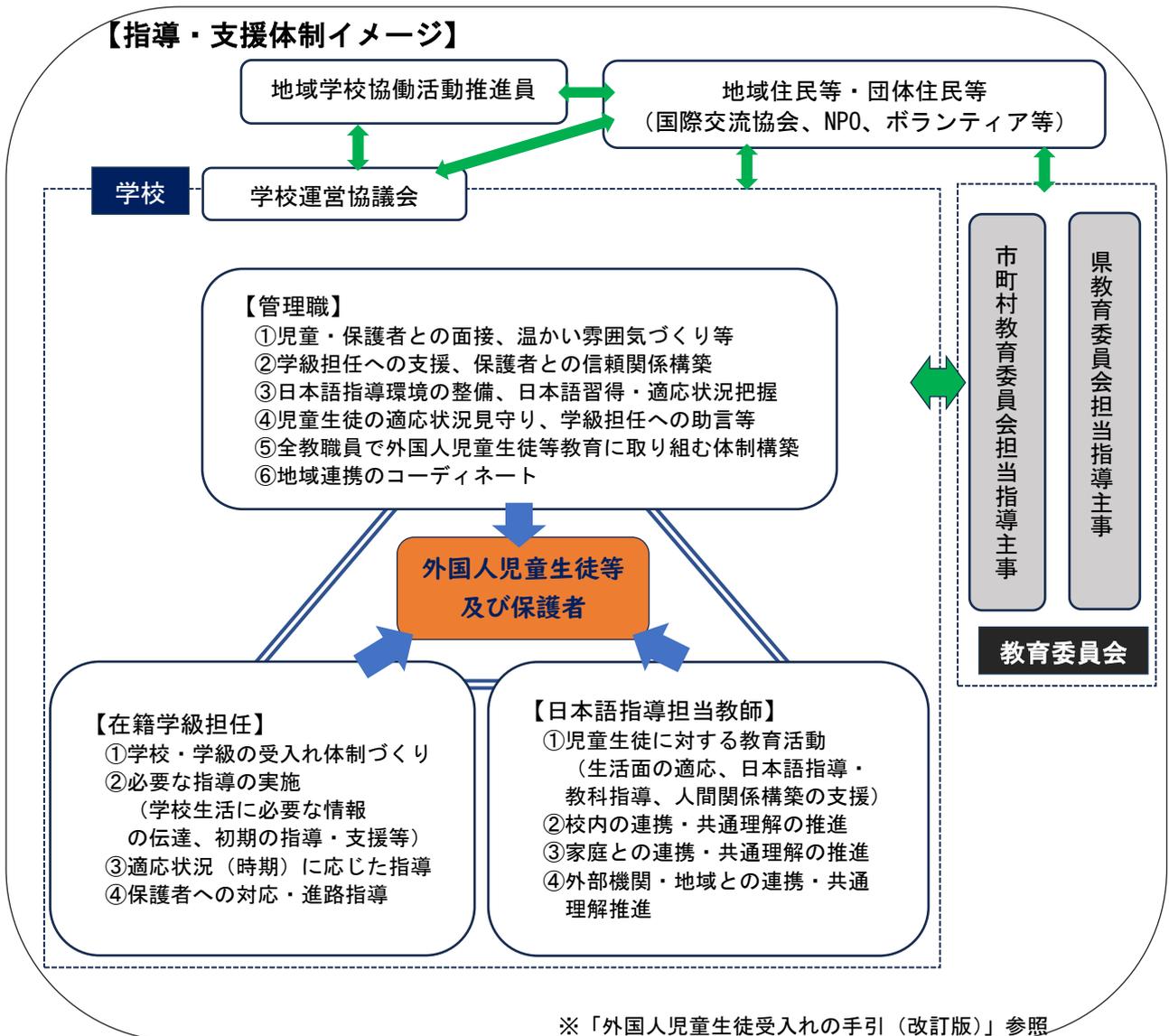
- 児童生徒の個票については、外国人児童生徒用等の様式を準備しておき、例えば、将来の生活設計（永住予定か帰国予定か）など、編入後の指導（日本語指導の必要性）に参考になると思われることを記入。
- 学校での受入れがよりスムーズになるよう、あらかじめ個別の教育支援計画・指導計画等の様式を共有しておき、作成に必要な情報（配慮を必要とする可能性のある言語・文化的な違い）を聞き取る準備をするとよい。

（参考：Ⅲ 関係資料等 38 頁 青森県版 外国につながる子どもの教育支援ガイドブックー多文化共生の学校づくりに向けてー 【多文化版】 個別の教育支援計画・個別の指導計画様式例）

（4）施策の方向性

施策の方向性	取組例
① 確実な就学のための相談ルートを整備します。	・受入れ態勢の整備と相談ルートのフローチャート作成
② HP 等による保護者・支援団体等への情報提供を行い、支援します。	・県 HP に就学に係る情報提供ページを作成し、必要に応じて更新
③ 関係機関との情報共有のよりよい在り方を見直します。	・いわて多文化子どもの連絡協議会、関係機関主催の推進会議等で現状を共有しながら改善
④ 市町村・県立学校との情報共有に努め、必要に応じて支援します。	・県教育委員会指導主事と市町村教育委員会指導主事との随時相談

### 3 学校の受入れ体制の整備



#### (1) 学校全体での指導・支援体制の構築

学校には、外国人児童生徒等に対して学習言語能力を育成できるよう、学校生活に必要な日本語の学習とともに、日本語と教科を統合した学習を行い、教科学習に自立的に参加できる力を養うなど、組織的かつ体系的な指導が必要となります。このためには、「特別の教育課程」による日本語指導など、必要な指導・支援を行うことのできる日本語指導担当教師等を校内に配置することが望ましいです。また、日本語指導補助者や母語支援員等、教師以外の支援者についても、必要に応じて配置し、教師と連携して指導に当たることにより、児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援を行うことができるようになります。そして、外国人児童生徒等が人格の形成及び言語の発達を遂げていくまでに要する時間を踏まえ、短期的な対応に留まるのではなく、就学前段階から高等学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援が必要であることを全教職員で共有する必要があります。

また、外国人児童生徒等が学校で大半の時間を過ごすのは在籍学級であるため、学級担任が日本語指導担当教師等と連携し、外国人児童生徒等が教科学習や学級の活動等に参加できるような指導・支援を行うことも重要です。

各学校では、管理職を中心として、外国人児童生徒等が安心して学校に通うことのできる環境の整備に努め、すべての児童生徒にとっての教育環境向上につながるという意識を醸成しながら、学校全体として外国人児童生徒等教育に取り組み、多文化共生社会の実現に向けた教育を推進することを目指します。

児童生徒の来日の背景には、保護者の仕事等様々な事情があり、必ずしも子供自身の選択ではないケースもあります。場合によっては、母国での学校生活や友人関係を断ち切られるなどの経験が、心理的な不安につながり、日本語習得や異文化への適応等に影響を及ぼすことにも配慮が必要です。

## (2) 学校における各関係機関との連携について

学校での外国人児童生徒等に対する日本語指導のために、NPO等学校外の人材に協力をお願いしているケースもあります。その際、教師以外の支援者（日本語指導補助者や母語支援員等）との情報交換を大切にする視点が大切です。外国人児童生徒等への効果的な指導に当たっては、近隣の大学や公的な機関など（例えば、教育委員会、公民館、国際交流協会、NPO等）からの人材の派遣・紹介を活用することも考えられます。また地域において、言語、文化などにおいて経験や知識が豊富な方が協力者として参画する事例もあります。

言葉が分からない中で、不安を抱えながら生活する子供たちにとって、教師以外の支援者も心強い存在です。そのような支援者の方々を全職員に紹介し、学校要覧などにも職員として氏名掲載している学校もありますが、外部人材の方と学校が良好な協働体制を構築することは、支援を受ける子供たちにとっても、「温かく受け入れられている」という思いにつながります。教科等や学校・学年行事なども含め、児童生徒の日々の状況について教師以外の支援者と共有することが、より効果的な支援につながります。

学校は、教育に責任を持つ主体として、組織的に作成した外国人児童生徒等に必要な支援計画をもとに、支援の目的や、協力体制、具体的な役割について、支援者と共有していくことが求められます。

学校は児童生徒の校外でのくらしが円滑となるよう、地域につないだり、地域と協働したりすることが必要です。コミュニティ・スクールの仕組みを活用しながら、学校・家庭・地域・関係機関等が連携・協働体制を構築し、地域ぐるみで多文化共生の取組促進を進めていくことが望まれます。

### (3) 保護者の相談支援体制

#### ア よりよい関係づくりに向けて

保護者の不安は学校についてだけではなく、地域での生活全般に及びます。例えば、学校への転入手続きの際に、学校が保護者に、学校の様子や地域行事での児童生徒の様子をビデオで紹介した事例があります。この事例は、地域の協力を得て、楽しい地域行事の紹介を通して、この地域に暮らし、学校に通う期待感を膨らませることにつながりました。保護者との出会いを大切に、外国人児童生徒等と保護者に安心感を与えながら、日本の文化・習慣に対する理解を深めてもらう配慮が大切です。

在籍後、毎日の生活を通して、児童生徒自身が日本の学校について徐々に理解し、活動に参加できるようになっても、その保護者は、自分が経験した出身国・地域の学校教育のイメージしか持たないため、日本の学校生活について理解できない場合が多くなりがちです。また、保護者が日本語をよく理解できない場合もあります。そのため、ICTの活用等により、丁寧に学校での生活の様子を説明する工夫をし、日本の学校教育のシステムと保護者が持つ学校の概念や教育観との違いなどについて共通理解が持てるようにすることが重要です。

国によって文化が異なるという前提のもと、宗教など相手にとって大切な価値観を尊重し受け入れる姿勢を基本とし、一つ一つ丁寧に伝えたり、調整したりしていくようにしましょう。(参考：Ⅲ関係資料等 40 頁)

日頃から他の保護者との接点をつくることも重要です。保護者同士の横のつながりがあれば、情報の交流も頻繁になりますし、日本語が多少分からなくても、知り合いの保護者がいることで安心して学校に来ることができるでしょう。

#### イ トラブル等に対応する場合

学校生活の中では、特に児童生徒が適応できるまでは、様々なトラブルが起こる可能性があります。時には、児童生徒の保護者同士の話し合いが必要なケースもあります。異文化という背景や価値観によって、外国人の保護者と日本人の保護者とが対立関係になってしまうような場合も想定され、その際には、以下のような対応ポイントが考えられます。

##### 【状況をしっかりと把握すること】

日本人が指導・支援にあたる際は、無意識のうちに日本の習慣や社会規範に沿って物事を判断することがあります。即座にどちらが正しい、などと判断をしないで、その出来事の背景に、お互いの文化や習慣の違いによる誤解があるのかもしれない、と常に慎重に状況把握に努めましょう。外国人の保護者には、分かり易い日本語を意識的に使って話を聞き、トラブルの理由やその行動の動機などを確認したり、第三者の見解を聞いたりして、お互いが納得のいく話し合いを心がけましょう。

### 【コミュニケーションスタイルの違いの理解】

保護者への対応にあたる際には、自分の感情を言葉でストレートに表現するといったコミュニケーションスタイルの特質の違いをしっかりと意識することも大切です。外国人保護者の場合、日本語の力が十分でないために、本人が意識するよりも、よりストレートな表現を用いてしまうこともあります。このような場合、「失礼な言い方だ」と、感情的に反応してしまうのではなく、相手の本意を把握するように配慮しながらコミュニケーションを継続するよう努めましょう。しかし、伝えるべきことは、言いにくい内容であっても伝える、という態度も重要です。もちろん、外国人の保護者相手に限りませんが、相手のことを配慮したコミュニケーションに努めたいものです。

### 【望ましい解決に向けた対応】

トラブルをめぐる話し合いでは、どちらが正しい、間違っているではなく、両者の願いや原因の背景をしっかりと把握し、粘り強く話し合い、当事者同士が満足できる解決の方向を見出していききたいものです。

平成 29 年 3 月改訂の「いじめ防止のための基本的な方針」（文部科学省）7. いじめの防止には、「学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応」の一つに、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。」と明記されています。県教育委員会の推進する「人権教育」の観点からも、児童生徒が権利を持つ主体であり、大人と同じ一人の人間として基本的人権を有することを理解・尊重した取組が大切です。

### ウ 親子間のコミュニケーションを促す支援について

外国人児童生徒等の保護者に対しては、家庭では、子供と母語で多くの会話をすることを勧めましょう。幼い時期に来日した子供は、母語を忘れる傾向があり、成長するにつれ、親とのコミュニケーションが難しくなる場合も多いためです。進学や就職等、重要な決定をする際には、どの子供も気持ちが揺れ動いたり、不安な気持ちを抱えたりします。日常から、安心して本心話すことのできるコミュニケーション環境を整えておくことが、大切な決断をする時の心理的支えになります。

多くの保護者は、様々な生活場面で、子供が母語と日本語を使い分けて話している様子を見て、両方の言語力が十分育っている、と認識しがちです。しかし、いくら生活言語が育っているように見受けられても、どちらの言語においても、学力を形成していく言語レベルにまで達していないというケースもよくあります。進学の時期を迎えた時になって初めて、保護者が子供の実態を認識し、驚くこともあるため、日常から、保護者に対し、子供の言語習得の状況や、日本語の学習の必要性に関する情報を伝え、保護者の疑問に答えられる体制を整えておくことが大切です。保護者に、日本の進学や就職について十分に説明するために、教育委員会や、NPO・ボランティア団体と連携

したり、外国籍の卒業生などのネットワークを活用して、高校進学や就職など進路に関する情報を収集したりすることも考えられます。

学校には、外国人児童生徒等と保護者が安心して相談できる体制を整え、適切に助言を行いながら親子間のコミュニケーションが安定したものとなるよう、支援するための準備が求められます。

#### (4) 施策の方向性

施策の方向性	取組例
① 校内の日本語指導担当教員を中心とした機能的な指導支援体制づくりを支援します。	・ 訪問指導等による指導主事の指導・助言
② 学校外との支援員等との連携が円滑に進むよう、支援団体につながります。	・ 関係団体リストの提供 ・ 必要に応じて支援団体と連携
③ 保護者が相談しやすい環境づくりを進めます。	・ 校内における相談窓口設置や保護者への積極的な働きかけの推奨

## 4 日本語指導・教科指導、生徒指導、進路指導等の充実

### (1) 日本語指導担当教員の育成

教師が日本語指導に精通するためには相当の経験を要します。外国人児童生徒等の散在する本県でも、日本語指導担当として配置された教師が毎年のように交代する状況があります。そのため、県でも国の実施する教員研修への派遣や研修の実施により、日本語指導に必要な知識や指導方法を身に付けた人材の育成を継続的に行い、計画的な人材育成に努めます。

下記は、これまで県教育委員会が実施している日本語指導担当教員の育成に係る取組です。

#### ア 帰国・外国人児童生徒等教育関係者研修会（教員等向け）

本研修会は、平成 22 年度から継続して開催しているものですが、近年は外国人児童生徒等の生活背景の多様化が一層進んでおり、研修内容のニーズも、「初期の日本語指導の方法」から「中学生の進路指導を見据えた学習言語の指導」、「地域資源との連携を伴う家庭支援の在り方」まで、幅広いものになっています。今後、これまでの研修実績や各学校の実情を把握したうえで、外国人児童生徒等の資質・能力向上に資するために、各学校段階の教員等の指導力向上を目指し、研修内容の充実を図ります。

#### イ 「日本語指導指導者養成研修」への教員派遣

外国人児童生徒等教育に関する必要な知識を有し、適切な支援を行うことができる人材を継続的に育成していくため、独立行政法人教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」への研修者派遣を継続していきます。また、研修修了者が学んできたことを、県内の外国人児童生徒等教育推進に波及させることのできるよう、関係機関と連携して取り組んでいきます。

#### ウ 研究指定校（地域）の指定

外国人児童生徒等教育をテーマとして研究指定校（地域）を指定し、その研究成果を県全体で共有し生かすための取組を継続して行い、本県の外国人児童生徒等の資質・能力を確実に育成することのできる体制の好事例を県内に波及していきます。

#### 【参考】令和 4・5 年度県教育委員会指定研究 久慈市教育委員会の取組成果等

##### 「教育委員会がコーディネーターとして関わり、関係校の指導の充実を図った事例」

- 校内支援体制の充実：日本語指導担当教員のみではなく、学校体制として役割等を確認。
- 研修会等の企画・実施：既存の市教育委員会事業を活用し、担当指導主事が必要に応じて外国人児童生徒等の観察や研修会の講師を担うことができるよう整備。DLA の実施を推奨。
- 地域との連携と人材発掘：岩手大学国際教育センターと連携し、オンラインでの日本語指導を実施。今年度日本語指導を受けている中学生の支援に関するケース会議に、以前日本語指導で関わった地域人材が参画。市国際交流協会と連携した人材の発掘。
- 異校種間連携：中学校生徒が書いた作文等を、小学校で日本語指導を担当した教員が見てコメントを返す取組。次年度入試を見据え、高校との情報共有に向けた早期からの準備。

#### エ 人的配置：日本語指導に関わる教員の加配措置

外国人児童生徒等教育の状況や各学校の課題を把握したうえで、加配措置により配置する教員が適切な支援を行うことができるよう、必要に応じて市町村教育委員会とも連携し、支援を行います。

## (2) 学習言語能力の確実な育成に向けた日本語指導の充実

外国人児童生徒等を受け入れる学校では、児童生徒の言葉の力を見取り、必要な支援体制や日本語指導の具体的な計画を立案することが求められます。その際には、「日常会話の力と、学習で求められる力は違う」という認識を持つことが必要です。この二つの力は、一般には「生活言語能力」と「学習言語能力」と呼ばれています。

**生活言語能力**：1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力

ある程度は、普段の生活の中で自然に身に付きますが、教師による支援も必要  
習得までに約2～3年

**学習言語能力**：教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるといった思考を支える言語の力

習得までに約5～7年、子どもによっては7～10年かかることもある

「学習言語能力」については、生活の中で身に付くことはあまり期待できません。よって、日本語指導担当教師が中心となった計画的な支援が必要になります。

実際の日本語指導の際には、それぞれの児童生徒の生活や学習の状況、適応状況、学習への姿勢や態度などを反映させた「特別の教育課程」<sup>4</sup>編成と、「個別の指導計画」<sup>5</sup>作成により、個々に適した指導を行うことが大切です。

なお、「特別の教育課程」を編成・実施する場合には、各学校において、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成して学習評価を行うこととされており、公立学校においては当該指導計画とその実績を学校の設置者である教育委員会等に提出<sup>6</sup>することが必要になります。

どの学校においても外国人児童生徒等の学習言語能力の状況を把握し、必要な支援体制や日本語指導の具体的な計画を立案することにつなげていくことを実現できるよう、「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」<sup>7</sup>の評価ツールを活用して日本語指導の充実化を図ることが大切です。

<sup>4</sup>「特別の教育課程」：平成26年の制度改正により、外国人児童生徒等が在籍する学校において日本語の習得に困難がある児童・生徒に対して、「特別の教育課程」を編成・実施することが可能となった。「特別の教育課程」とは、外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み学習に取り組めるように、日本語や各教科の指導等について児童・生徒一人一人に応じて編成する教育課程。

<sup>5</sup>個別の指導計画：現状の把握や指導計画及びその見直し、学習評価等に活用するために、対象となる児童生徒一人一人について学校内で作成するもの。

<sup>6</sup>学校の設置者である教育委員会等に提出：Ⅲ 関係資料等 p.36 参照

<sup>7</sup>外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA：Ⅲ 関係資料等 p.30 参照

### (3) 各学校段階における日本語指導の目標と指導

下表は、多様な児童生徒の実態をふまえた指導を充実させるうえで、各発達段階での一つの目安として示したものです。いずれの発達段階においても、子供一人一人が自尊感情を高め、自身の母語、母文化、母国に対して誇りを持って生きられるような配慮を行うとともに、全ての教職員が協力し、学校全体で取り組む体制を構築しながら教育にあたることが大切です。

<p>幼児教育段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期の特性と、日本語の使用状況等を踏まえ、環境を通して教育を行うこと。</li> <li>・安心して自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得られるよう、遊びを通しての指導を中心として、子供の主体的な活動を促すこと。</li> <li>・保護者との信頼関係を築きながら、子供の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、小学校就学を見通した指導を行うこと。</li> </ul>
<p>小学校段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の日本語の能力を的確に把握しつつ、児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うこと。</li> <li>・児童・保護者と教科学習・日本語指導の意義の共通理解を図り、主体的に学びに向かう態度を引き出す指導を行うこと。</li> </ul>
<p>中学校段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校段階の日本語指導の状況や、一人一人の日本語の能力を的確に把握し、生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うこと。</li> <li>・生徒が将来の展望を具体的に思い描けるよう、保護者との共通理解を図りながら、中学卒業後の見通しを持った進路指導を行うこと。</li> </ul>
<p>高等学校段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育段階の日本語指導の状況や、一人一人の日本語の能力を的確に把握し、生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うこと。</li> <li>・生徒の在留資格の状況を確実に把握するとともに、卒業後の社会人としての自立等を見通して、生徒に寄り添った進路指導を行うこと。</li> </ul>
<p>特別な支援を要する児童生徒</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の日本語の能力と、障がい等の特性や困難の状況等の実態を多角的な視点から把握して、適切な指導・支援を行うこと。</li> <li>・支援の方向性を関係者が連携し、組織的に検討すること。</li> <li>・本人・保護者への丁寧な説明に基づいて、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うこと。</li> </ul>

## ア 幼児教育段階

幼稚園や保育所等の就学前教育段階で、外国人幼児や日本語を話すことのできない幼児を受け入れる際には、言語や文化の違いを尊重した保護者との連携体制を整えることや、幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項を関係者が具体的に共有することが大切です。

本県には、外国人幼児や日本語を話すことのできない幼児を受け入れることのできる体制が整っている幼稚園等は多くなく、外国人保護者に対する通訳派遣の取組も地域によって異なります。

また、日本で生まれ育った外国人の子供や、母語を習得する前に来日した子供の中には、母語でも日本語でも学習が困難な状態（いわゆる「ダブル・リミテッド」）に陥る場合や、母語しか話すことのできない家族とのコミュニケーションに困難を抱える場合があるといった課題も指摘されています。このことから、日本語の習得のみならず、母語や母文化の習得についても多面的・多角的に検討するなど、将来のアイデンティティの確立に向けて、早期から支援の見通しについて保護者と共通理解を図ります。

## イ 小学校教育段階

教科指導の始まりにあたる小学校教育段階では、何年生に転入しても、入国した時期や家族構成、言語環境の差異等、様々な視点で外国人児童生徒等の教育環境を整えます。

そのため、児童・保護者と教科学習と日本語指導の意義について共通理解を図り、実態をふまえて日本語の能力に応じた指導が組織的・計画的に行えるよう「特別の教育課程」を編成して行う日本語指導を実施します。転校先や中学校の進学先に、確実に引き継いでいきます。

成人の学習者と異なり、児童生徒の場合は、日本語学習に目的意識を持っていない場合も多く、学習内容が定着しないことがよくあります。児童生徒の生活にとっては、学習している表現や文法規則には必要性が感じられないのかもしれませんが。そのような場合、同じ学習項目に留まって暗記を強要したりせず、①次の学習に進む、②新たな内容と関連付けて学ばせる、③しばらくしてから児童生徒の生活や学習状況に関連付けて再び取り上げる、といった工夫をしてみましょう。言語習得のプロセスは、スパイラルに進むとされています。児童生徒の興味関心や必要性を考慮し、日本語でコミュニケーションすることの楽しさや、意味が感じられる学習活動の中で、繰り返し指導することが重要です。

## ウ 中学校教育段階

中学校においては、母国での就学状況や、小学校までに受けた教育課程についての履歴等を確実に引き継ぎ、それらを基に、生徒の日本語の力の状況や、生活支援の必要性等を踏まえて、支援の方向性を検討することが必要です。

その際、「生活言語能力」と「学習言語能力」それぞれの伸びや定着について、教科担任と連携しながら、適切な時期に評価し、指導に活かしていくサイクルを明確にします。関係者との連携も円滑に進めることができます。

そして、将来を見通した進路指導のために、高等学校とその後のキャリアや職業等にも目を向けさせ、生徒が自ら目標を持って、主体的に学習に取り組むことができるよう支援していくことが大切です。日本の高等学校への進学を希望している場合には、早い時期から保護者に対して、日本の教育制度や入試の仕組み等について理解を深められるよう支援することも、生徒本人の安定した学習環境を整えるためには重要な要素です。

中学校では、小学校から「特別の教育課程」を編成して行ってきた日本語指導の記録等を進学先へと引き継ぎ、生徒の日本語指導の高等学校における指導・支援が円滑につながるようにします。

## エ 高等学校教育段階

高等学校においては、将来を見通した進路指導が提供されるよう、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援が求められます。外国人生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるようにするために、大学等への進学や就職等の進路選択を支援することが重要です。

また、生徒の日本語能力に応じた日本語指導を充実させるために、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」等に基づく適切な評価の機会を設定し、「特別の教育課程」による取出し方式による日本語指導を積極的に実施するよう努めることが求められます。日本語指導の評価・指導方法に関する教員研修に参加し、担当する教員の専門性を高めるとともに、学校内の支援体制の構築や外部関係機関との円滑な連携を推進します。

高等学校において外国人生徒等に対する指導・支援を円滑に実施するためには、小学校・中学校段階でどのような指導を受けてきたのかを把握することが重要です。小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」等を踏まえて必要な情報を整理し、情報共有を図ります。

## オ 特別な配慮を要する児童生徒について

外国人児童生徒等に、障がい等による困難が疑われる場合、個々の実態を多角的な視点から把握して、適切な指導・支援を講ずる必要があります。標準的な発達から遅れが疑われる場合は、言語だけではなく、家庭の養育環境や文化や社会環境の要因を考える必要があります。文化の違いから、日本で生まれ育った子どもと比較して発達が遅れているように見える可能性も考えられるためです。

本県でも、外国人児童生徒等が、ことばの教室や、特別支援学級において特別の教育課程により指導を受ける事例も見られるようになってきています。その場合には、下記の留意点を踏まえ、児童生徒の特性に応じた適切な対応が大切です。

### ① ことばの教室における通級指導について

- ・「日本語の力」の状況を把握する機会を確実に持つこと。
- ・言語障がいに応じた教育的対応としての通級指導<sup>7</sup>であるか丁寧に検討すること。

### ② 特別支援学級での指導について

- ・「日本語指導のため」の「特別の教育課程」を編成する制度があることを確認したうえで検討を進めること。
- ・知的障がい特別支援学級<sup>8</sup>における指導が必要であることを判断する際には、「日本語の力」の状況を把握する機会を確実に持ったうえで、総合的な判断が求められること。

一人一人の教育的ニーズに応じた指導を検討する際には、日本語指導、障がいに応じた指導いずれの場合においても、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立った組織的な検討を行います。

本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障がいの状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえ、義務教育の場合は市町村教育委員会が決定することとなります。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（令和4年3月31日付け3文科教第1485号文部科学省総合教育政策局長通知）」に示されるとおり、小・中・義務教育学校、

---

<sup>7</sup>通級指導：【通級による指導の対象となる言語障がいの程度】

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発音の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）

<sup>8</sup>知的障がい特別支援学級：【知的障がい特別支援学級での指導の対象となる知的障がいの程度】

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）

中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部及び中学部において実施されている、特別の教育課程を編成して行う日本語指導が、高等学校等においても実施できるよう規定されました。これを踏まえて、日本語に困難のある生徒への効果的な指導について、組織的な検討を積み重ねていきます。

そのためには、校内の特別支援教育コーディネーターを中心として、外国人児童生徒等が抱えている困難さについて見取り、特別支援教育の観点から日本語の指導に活用できる教材等を検討するといった取組も効果的です。

また、各教育事務所から委嘱されている特別支援教育中核コーディネーター、市町村教育委員会の任命する教育支援委員会委員や、県教育委員会の配置する特別支援教育エリアコーディネーター等から特性に応じた指導・助言を受け、各学校の支援検討に活かしていきましょう。言語取得に課題がある場合、本人の特性に起因するものなのか、判断しにくい場合もあることから、一人一人の状況を関係者が丁寧に把握し、今後の指導・支援の在り方を検討していきます。

現在、障がいのある外国人児童生徒等の連続した学びの在り方については、国立特別支援教育総合研究所で行っている、個々の指導・支援の事例研究が参考となります。この研究は、外国人児童生徒等教育の現状や課題について整理・分析し、今後の研究に向けた基礎資料を作成する目的で実施されているものです。

#### (4) 進路指導等の充実

##### ア 学校での体制づくり

外国人生徒等のキャリア教育には、国籍や在留資格など制度的な課題、日本語の能力の課題、複数の文化的・社会的な経験と複数言語の能力、家庭の実態、高等教育機関、地域や企業など日本社会の受入れ環境整備の課題等、さまざまな視点が求められます。キャリア教育を実践するにあたり、すでに多くの学校でキャリア教育の目標と方法を確立してきていますが、この中に外国人生徒等に関わる視点が含まれていることが望ましいです。学校における外国人生徒等担当教員が学年や学校のキャリア教育担当教員と連携して、外国人生徒等のキャリア教育を組織的・計画的に推進することが望まれます。(参考：Ⅲ関係資料等40頁)

また、家庭・保護者との緊密な連携が求められます。外国人生徒等の家庭・保護者は日本の高等教育機関や産業・職業状況の実態、雇用や就労の実態、奨学金や教育費負担などの状況等について、必ずしも知識や情報を十分には持っていない場合や日本語を話すことができない保護者がいない場合などが想定されるからです。連携の方法としては、言語的な配慮(多言語対応、わかりやすい日本語)のある面談の実施や外国人生徒等向けの進路ガイダンスの紹介などが挙げられます。

## イ 高等教育機関への進学に関して

高等学校では、高等教育機関の多様で複雑な入学者選抜情報を生徒や家庭・保護者に情報提供し共有することが求められます。また、外国人生徒等の言語能力を生かすことが可能な入学者選抜方法の導入やカリキュラム編成をしている大学もあります。生徒の進学のニーズに応えるために、高等教育機関の入学者選抜の情報やカリキュラム、将来へのキャリア支援などについて適切な情報を把握し、生徒や家庭・保護者と共有することが大切です。

## ウ 就労に関して

高等学校では、ハローワークなどの学校外の組織と連携し、外国人生徒等のキャリア教育や進路指導に関わる情報を共有し、課題について検討していくことも望めます。各校に配置されている就業支援員やキャリア教育コーディネーターなどとも連携し、企業についての情報を収集し、生徒や家庭・保護者と共有することが求められています。

## エ 在留資格等について

外国人生徒等のうち、外国籍の生徒の在留資格は様々です。在留資格の中には日本での就労ができない種類の在留資格があります。学校では、入学後の早い段階で外国籍の生徒が日本で就労できる在留資格を持っているかどうかを把握し、適切な就労支援につなげることが重要です。また、在留資格は一定の期間ごとに更新をしなくてはならないものもあります。在留資格の更新のための手続き等、生徒や保護者と情報を共有することが求められます。また、高等教育機関に進学する場合において、現在のところ奨学金等の申請資格も在留資格によって異なる場合がありますので、生徒や家庭・保護者への適切な情報提供をしていく必要があります。

## (5) 施策の方向性

施策の方向性	取組例
① 人材育成につながる教員研修等の内容の充実を図ります。	・ 帰国・外国人児童生徒等教育関係者研修会の実施、日本語指導指導者養成研修への派遣による指導力向上
② 適切な教員加配措置を行い、支援します。	・ 学校、市町村教育委員会と連携した課題把握に基づく日本語指導に関わる教員の加配措置（小・中・高）
③ 特別の教育課程を編成した日本語指導が展開されるよう、指導助言を行います。	・ 研究指定校による特別の教育課程の編成に基づく実践研究 ・ 研究成果や具体的な取組の発信による県内への波及
④ 学校段階間の円滑な接続が図られるよう、引継ぎの確実な実施を進めます。	・ 幼小連絡会、小中連絡会、中高連絡会等での個別の指導計画の引継ぎ ・ 体験入学
⑤ 高等学校卒業までを見据えた進路支援を大切にします。	・ 外国人児童生徒等に関わる視点が含まれるキャリア教育 ・ 母語・母文化を生かした進学や就職への支援 ・ 各所と連携した進路支援のための情報提供

### III 関係資料等

#### 1 「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」



#### Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language

学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考とするために、文部科学省が作成した評価ツールです。

使い方映像マニュアル及び使い方を学ぶための映像集（1 動画あたり 10 分～20 分程度）が文部科学省 HP で公開されています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm)



児童生徒の受入れ時、及び一定期間継続した日本語指導の評価時期に実施し、見取った児童生徒の日本語の力をその後の指導に活かしていくことが重要です。各市町村教育委員会は、外国人児童生徒等の受入れ時に、どういった評価方法で、誰が日本語の力を確認するのかをあらかじめ検討しておく必要があります。

#### 【JSL…Japanese as a Second Language 第二言語としての日本語 について】

- 日本語を「外国語」ではなく、母国語に次ぐ「第二言語」として学ぶ児童生徒を「JSL 児童生徒」や「JSL 児」として呼ぶことがあります。
- JSL 児童生徒の日本語力と日本人児童生徒の日本語力は異なるもの、という理解が必要です。JSL 児の日本語力は、何歳で日本に来たか（入国年齢）、何年ぐらい日本にいるか（滞日年数）、母語（あるいは第一言語）がどのぐらい伸びているかによって異なります。日本語の習得が速いのは、母語がしっかりしていて、**母語で教科学習の経験がある子供**です。それでも**話す力に約 2 年、読み書きに 5 年**かかると言われます。逆に日本生まれや幼児期に来日した子供は、日本語力に問題がないと思われがちですが、実は問題があり、**日常会話は流暢でも、読解力や作文力の獲得に 5 年から 10 年**かかると言われます。母語の下支えがある場合は 5 年、ない場合は 10 年かかるということです。また、追いつくと言っても日本人児童と全く同じ力を持つわけではないので、**義務教育修了後も何らかの支援**が必要です。

下記は、DLA 評価キット巻末の QA からの抜粋です。

**Q なぜ「対話型」で測定するのですか。ペーパーテストではだめですか。**

**A** 従来型のペーパーテストでは、文化的、言語的に多様な背景を持つ子供の力は、なかなか測れません。また、紙筆テストでは潜在的な力を測るには十分ではありません。ただ現場では、日頃の指導を通して、子供がどのぐらい理解しているのかを知る必要があります。**潜在的な能力は、対話を通して引き出すのが一番**です。対話によって、**子供自身が学びつつある自分に気づき、それが自信にもつながります**。また、学習に対する興味や意欲をかき立てるには、指導者との関係作りが必要ですし、指導者の**励ましや助言**が必要です。そのためにも、対話を重視しています。

## DLAの概要（詳しくは理論編－DLAとは－参照のこと）

### ○「対話型アセスメント（「DLA」）」のねらい

- ・「DLA」は、基本的には、日常会話はできるが、教科学習に困難を感じている児童生徒を対象。
- ・子供たちの言語能力を把握すると同時に、どのような学習支援が必要であるか、教科学習支援の在り方を検討することを目指す。
- ・「DLA」によって、指導者は児童生徒が何をどのように学んでいるのかを知ることができ、学習支援のための指導計画の助けとなったり、学習活動及び教材の選択について考える際のヒント得られたりする。
- ・児童生徒の学びにとって意味のある指導計画を立てることによって、子供たちの学びに対する興味関心、学習意欲を喚起し、学習動機を高めることが可能。

### ○「DLA」の特徴

- ・「DLA」は、テストから得られる結果を序列化するためのものではなく、テストの実施過程そのものを、学びの機会として捉えるところに特徴がある。
- ・さらに、一番早く伸びる会話力を使って、紙筆テストでは決して現れることのない、潜在的な力を引き出す。
- ・指導者が子供たちに向き合う大切な機会（対話重視）であると考えことから、「対話型」を基本とする。
- ・指導者と子供たちが一対一で向き合うことで、日頃の学習の成果を、そして今後の支援活動で必要となる学習内容や学習領域を絞り込んでいくうえで必要な情報が得られるような構成をねらいとしている。
- ・厚い言葉の壁の中で教科学習言語能力を伸ばそうとしている外国人児童生徒は、個々の子供のレベルに適した評価者のちょっとした問いかけや語りかけ（誘い水のようなもの）によって、その力の片鱗を見せることがあり、「対話型」の「DLA」は、年齢相応の言語能力を持たない子供の教科学習言語能力評価法として妥当性があるとされる。

### ○「DLA」を使用する際の基本的なステップ

- ① 評価の目的を明確にする：「DLA」を使って、子供たちのどのような側面、例えば、言語能力面であるのか、思考力などを必要とする認知面であるのか、具体的に知りたいことを明確にする。「DLA」から知りたい情報を確認する。
- ② 評価ツールを選ぶ：「DLA」で提示されたいくつかの評価ツールから、目的に合うものを選ぶ。
- ③ 評価ツールを理解する：事前に評価ツールの実施方法を読み、進行方法を十分に理解する。
- ④ 子供たちの力を最大限発揮させる：「DLA」の実施にあたっては、「DLA」〈はじめの一步〉を通して、ラポール（共感できる信頼関係）を築き、持っている力を思う存分発揮できるよう配慮する。また、技能別テストが可能かどうかを判断する。

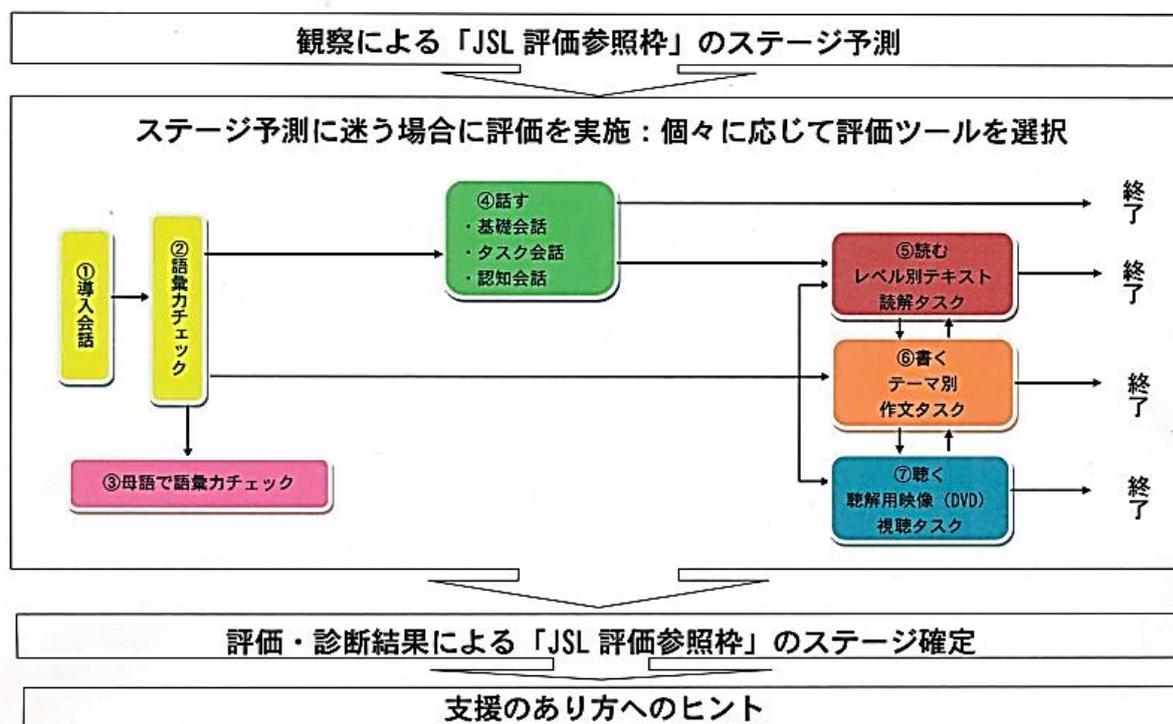
○ 「DLA」が測定しようとしている言語能力

- ・「DLA」は、<はじめの一步>（「導入会話」と「語彙力チェック」）と、<話す> <読む> <書く> <聴く>の4つの言語技能から構成されています。
- ・それぞれのテストは、おおむね以下に示すような言語能力の測定をねらいとしています。（①②③について詳しくは理論編「DLAとは」参照のこと）

テストと測定能力

	① CF (会話の流暢度)	② DLS (弁別的言語能力)	③ ALP (教科学習言語能力)
◆導入会話	○		
◆語彙力チェック		○	
●DLA <話す>	○	○	○
●DLA <読む>		○	○
●DLA <書く>		○	○
●DLA <聴く>			○

○ 「DLA」の構成と実施の流れイメージ



- ・指導者あるいは実施者は、①「導入会話」②「語彙力チェック」によって子供のレベルを確認します。④<話す>に進むか、⑤<読む>⑥<書く>⑦<聴く>に進むか判断してください。文字がわかるレベルであると判断された場合は、④を省略しても構いません。⑤⑥⑦の実施の順序は、子供の日本語力に応じて柔軟に対応してください。

○ 「DLA」の構成と内容

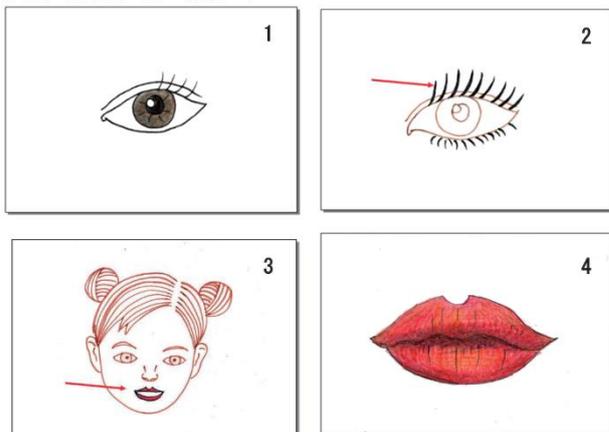
活用のために、以下のものが用意されています。

- ・「実践ガイド」：各技能測定の概要を説明し具体的な手順を詳述したものです。
- ・「評価キット」：(別冊資料および巻末資料)「DLA」実施の際に評価者が必要とするカード類  
読みテキスト、作文用紙、映像 DVD、キーワードのイラストなどが含まれます。  
(技能別評価キット一覧参照)
- ・「診断シート」：各技能の測定結果を記入するものです。
- ・「DLA 実施レポート」・「DLA 採点表<全体評価>」：「診断シート」で得られた結果をまとめて  
記入するものです。
- ・「JSL 評価参照枠<全体>」：「DLA」では、各技能別のテストの開発とともに、日本語の力の段  
階 6 段階の「ステージ」に分け、総合的かつ多面的に記述した「JSL  
評価参照枠」が作成されています。  
※この参照枠<全体>については、P. 34 を参考に
- ・「JSL 評価参照枠<技能別>」：各技能別評価で得られた結果と、日常の授業態度、テストの結  
果などと合わせて、総合的に日本語能力の発達段階を判断できま  
す。学習の節目である時期に実施し、子供の変化や変容を判定す  
る際に活用できます。
- ・「個人指導記録」：「DLA」の結果を記録します。

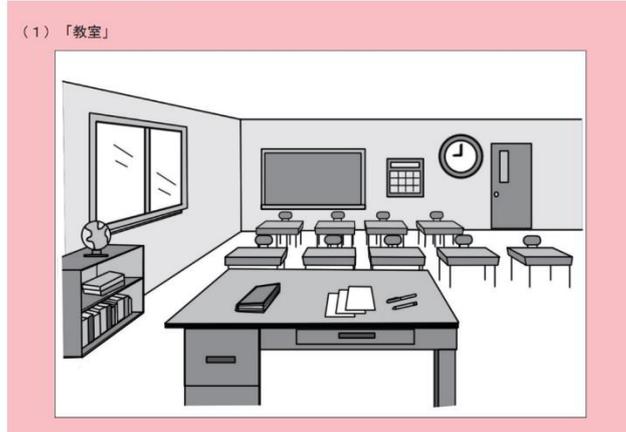
技能別評価キット一覧

テスト名	評価キット
◆「はじめの一步」 導入会話	
◆「はじめの一步」 語彙力チェック	「語彙カード」
●DLA <話す>	「基礎カード」「タスクカード」「認知カード」
●DLA <読む>	「DLA <読む> レベル別テキスト」(7冊)
●DLA <書く>	「作文用紙」「作文課題」
●DLA <聞く>	「聴解用映像」「視覚補助教材(キーワード)」

1. DLA <はじめの一步> 語彙カード



2. DLA <話す> 基礎カード



「JSL 評価参照枠<全体>」では、「在籍学級参加との関係」と「支援の段階」を6ステージで示しています。

この参照枠を基に、支援の関係者が観察等により得た情報からステージの予測検討を行い、初期の支援について検討することができます。よりよい支援の在り方を検討するためには、複数の支援者の見立てを統合することが大切です。

### JSL 評価参照枠<全体>

ステージ	学齢期の子供の 在籍学級参加との関係	支援の段階
6	教科内容と関連したトピックについて理解し、 <u>積極的に授業に参加できる</u>	<b>支援付き自律学習段階</b>  ・ステージ 5 ～ 6 は、教科内容に関連した内容が理解できるようになり、授業にも興味をもって参加しようとするレベル。読み書きにも抵抗感が少なく、自律的に学習しようとする態度が見られる。必要に応じて支援が必要。
5	教科内容と関連したトピックについて理解し、 <u>授業にある程度の支援を得て参加できる</u>	<b>個別学習段階</b>  ・ステージ 4 は、日常生活に必要な基本的な日本語がわかり、 <u>自らも発話</u> ができる段階。話し言葉を通したクラス活動にはある程度参加できるレベル。しかし、授業を理解して学習するには読み書きにおいて困難が見られ、個別的な指導が必要。  ・ステージ 3 は、単文の理解が難しく、 <u>発話にも誤用が多く見られる</u> レベル。クラス活動に部分的参加を始めつつ、個別的な指導をすることが必要。
4	日常的なトピックについて理解し、 <u>学級活動にある程度参加できる</u>	
3	<u>支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる</u>	<b>初期支援段階</b>  ・日本語による意思の疎通が難しく、サバイバル日本語の段階。  ・在籍学級での学習はほぼ不可能で、手厚い指導が必要。
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む	
1	学校生活に必要な日本語の習得が始まる	

## ○ 「DLA」の進め方

- ・1回の実施で全ての「DLA」を行うのは望ましくありません。数日に分けて実施することを心がけましょう。
- ・「DLA」は「学びの力を伸ばすテスト」を目指しているため、マンツーマンで「対話」を重視して実施します。
- ・子供一人あたりの所要時間は、45～50分以内で実施します。（子供の状況により異なる）
- ・特に、「導入会話」やDLA〈話す〉は、対話の流れを崩さないように無駄を省いて、短時間で終わるようにする必要があります。
- ・一人あたりの所要時間の目安は、「はじめの一步」は5分程、「話す」は15分程、「読む」は30分程、「書く」は40分程、「聴く」は15～20分です。
- ・どのテストを実施するかは、実施者が決めます。子供の日本語能力に応じて、適宜選択してください。

## < 留意点 >

- ・実施者は、児童生徒が理解しやすいように短文、単文で話すよう心がけます。
- ・実施者が質問する時は、「～ですか／ますか」のような「です／ます体」で質問します。
- ・実施者は、子供が話している時、話をさえぎったり否定したりしないようにします。
- ・実施者は、子供が日本語による発話や作文等で詰まっても、すぐに答えを与えることはせず、答えを誘導するように支援します。
- ・実施者は、子供の力を最大限に引き出すために忍耐強く話したり書いたりするのを待ちます。
- ・質問が理解できないと思われる時は、言い回しを変更せずに、3回ぐらいまで繰り返します。

## ○ 「DLA」の評価における機能と精度

- ・「DLA」の評価の機能としては、「診断的評価」、「形成的評価」、そして「総括的評価」が挙げられます。
- ・「診断的評価」とは、編入学当初や日本語指導開始時における、子供の日本語能力、母語力、入国年齢、滞日年数、生活経験の実態等を把握するために行う評価です。
- ・「形成的評価」とは、日本語指導や授業の開始後に子供の学びやつまづきなどを把握するために実施するもので、得られた情報をもとに支援の在り方や支援の内容などについて検討を行います。
- ・「総括的評価」は、学期末や学年末に実施して、子供の将来の見通しについての検討を行います。例えば、取り出し指導や入り込み指導の回数や期間などの検討です。
- ・「DLA」は、日本語を使わなければならない状況を設定して、子供の日本語力を最大限に発揮させられるよう構造化されているので、妥当性は高いといえます。一方、信頼性については、実施者の質問や応答の仕方によって、また、実施するための環境要因によって、子供の反応が異なる場合があったり、実施者の採点や評価の仕方が主観的になる傾向もあって、結果における信頼性の確保は難しいことが挙げられます。信頼性を高めていくためには、実施者向けの訓練を充実させる必要があります。

## 2 特別の教育課程に関する通知・様式

### (1) 小中学校の「特別の教育課程」導入に関わる学校教育法施行規則改正と関係資料

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm)

(通知に添付されている参考資料等)



**参考資料**

- 学校における日本語指導の流れ (PDF:86KB)
- 「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合の年間スケジュール(例) (PDF:96KB)
- 参考情報・参考教材 (PDF:179KB)

**参考様式**

- 学校設置者に提出する指導計画 様式例 (Excel:19KB)
- 学校設置者に提出する実施報告 様式例 (Excel:18KB)
- 学校設置者に提出する指導計画・報告 記入例 (PDF:63KB)
- 個別の指導計画(児童生徒に関する記録) 様式例 (Excel:14KB)
- 個別の指導計画(児童生徒に関する記録) 記入例 (PDF:34KB)
- 個別の指導計画(指導に関する記録) 様式例 (Word:19KB)
- 個別の指導計画(指導に関する記録) 記入例 (PDF:140KB)

(学校設置者に提出する指導計画・報告 記入例)

**〇〇年度 特別の教育課程編成・実施計画**(参考様式)

「報告」の記入例も本シートを参照のこと。

この様式例にこだわることなく、従来の名簿等を適宜改良して活用することも考えられる。

学校名	〇〇市立〇〇小学校
学校長	〇〇 〇〇
提出日	平成〇〇年 〇月 〇〇日

指導内容：①サバイバル日本語、②日本語基礎、③技能別日本語、④日本語と教科の統合学習、⑤教科の補習

No.	学年	児童生徒氏名	指導内容							指導時間	指導形態	指導者
			学習段階	①	②	③	④	⑤	その他			
1	小1	〇〇 〇〇 〇〇	初期の前期	○	○					週4時間	グループ指導	〇〇〇〇
H26.4～												
2	小2	〇〇〇 〇〇	初期の後期		○		○			週4時間	週2 グループ指導 週2 個別指導	〇〇〇〇
H26.4～												
3	小2	〇〇 〇〇 〇〇	教科につながる学習			○	○			週2時間	個別指導	〇〇〇〇
H26.4～H26.12												
4	年度途中で「特別の教育課程」による指導を終了した場合は、指導期間を記入しておく。											
5	小4	〇〇 〇〇	初期の前期	○	○	○				週6時間	〇〇小学校へ通級 (週4 グループ学習 週2 個別指導)	〇〇〇〇 (〇〇小教諭)
H26.10～												
6	編入など、年度途中で「特別の教育課程」による指導を開始した場合は、順次追記しておく。											
7	小6	〇〇〇 〇〇 〇〇	教科につながる学習				○	○		週2時間	巡回指導 (週2 グループ学習)	〇〇〇〇 (巡回指導)
H27.1～												
8												
9												
10												
11												

日本語指導の内容を、「初期の前期」「初期の後期」「教科につながる学習」の3つの段階で大きく分けるなどが考えられる。

①～⑤は「外国人児童生徒受入れの手引き」(文部科学省)p26～を参考にしている。おおまかな内容で良い。複数の例を登録しておき、選択できるようにすることも考えられる。

「入り込み」指導等を行っている場合に、「その他」欄に参考に記載することも考えられる。

本計画書を教育委員会に提出した後も、「特別の教育課程」による指導の終了時や、転編入児童生徒に対して新しく「特別の教育課程」による指導を始めるとき、又は学習評価などを踏まえて指導計画を変更した際など、各学校において適宜追加・修正を行い、年度の終わりに報告一覧として、教育委員会に提出すること。

(2) 高等学校の「特別の教育課程」導入に関わる学校教育法施行規則改正と関係資料

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00043.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00043.html)

(通知に添付されている参考資料等)



日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施に係る

Q&A【高等学校版】

文部科学省総合教育政策局国際教育課

目次

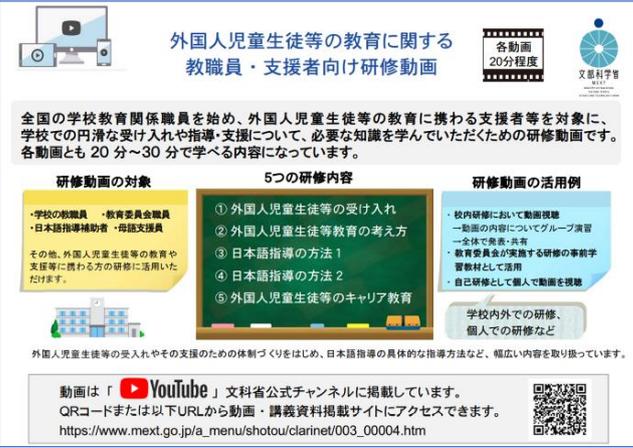
◆総論	- 4 -
Q1 日本語指導のための「特別の教育課程」とは何ですか。	- 4 -
Q2 今回の制度改正の趣旨を教えてください。	- 4 -
Q3 今回の制度改正により、どのような効果が考えられますか。	- 4 -
Q4 今回の制度改正の検討の経緯を教えてください。	- 4 -
Q5 今回の制度改正の国公立の高等学校等への適用はどうなりますか。	- 5 -
Q6 令和5年度からの施行としている理由を教えてください。	- 5 -
◆学校教育法施行規則関係	- 5 -
<第 86 条の2>	- 5 -
Q7 高等学校における「特別の教育課程」とは何を意味しますか。	- 5 -
Q8 高等学校における「特別の教育課程」の編成の主体は誰ですか。	- 6 -
Q9 規則第 83 条の例外規定としている理由を教えてください。	- 6 -
Q10 規則第 84 条の例外規定としている理由を教えてください。	- 6 -
<第 86 条の3>	- 6 -

### 3 外国人児童生徒等受入れに関わる資料

(1) 就学に関わるもの	二次元コード
<p>1 「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」(7言語の就学案内) (文部科学省 HP)</p> <p>英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ウクライナ語の各言語別の就学案内です。</p> <p><a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm</a></p>	
<p>2 「外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版」(文部科学省 HP)</p> <p>小・中学校への外国人児童生徒等の受入れに関して、学校管理職・日本語教育担当教師・在籍学級担任・教育委員会等のそれぞれの役割が記載されています。</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm</a></p>	
<p>3 「高等学校における外国人生徒等の受入れの手引き」 「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」 (東京学芸大学・文部科学省委託「高等学校における日本語指導体制整備事業」HP)</p> <p><a href="https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/seika/index.html">https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/seika/index.html</a></p>	
<p>4 青森県版 外国につながる子どもの教育支援ガイドブック—多文化共生の学校づくりに向けて— (弘前大学教育学部多文化リソースルーム)</p> <p>文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、弘前大学が実施した令和4年度「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」の成果物です。</p> <p><u>日本語が全く話せない子どもを受け入れることになった際に、日本語指導計画を作成する際の期間の目安や内容例</u>、また学校が外部の支援者等と協力して<u>支援体制を構築</u>していく際のイメージ等が示されています。また、<b>【多文化版】個別の教育支援計画・個別の指導計画様式例</b>についても紹介されています。</p> <p><a href="https://home.hirosaki-u.ac.jp/tabunka/category/report/">https://home.hirosaki-u.ac.jp/tabunka/category/report/</a></p>	
<p>5 教育現場におけるイスラム圏児童・生徒の受入に関する事例集 (公益財団法人宮城県国際化協会)</p> <p>宮城県の小中学校でイスラム圏出身の児童・生徒に対し、どのような配慮や対応を必要としたのか、様々な事例を紹介しています。</p> <p><a href="https://mia-miyagi.jp/dc/casestudies_islam.pdf">https://mia-miyagi.jp/dc/casestudies_islam.pdf</a></p>	
<p>6 11か国の教育制度・学校文化ガイド集 (JICA 横浜)</p> <p>フィリピン、タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ、ブラジル、ペルーの教育制度や内容、学校文化について情報がまとめられており、入国前の学びの様子をとらえる際の参考とすることができます。</p> <p><a href="https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/information/topics/2023/1516021_14656.html">https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/information/topics/2023/1516021_14656.html</a></p>	

(2) 学習指導に関わるもの		二次元コード
1	<p>かすたねっと（外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する文部科学省の情報検索サイト）（文部科学省 HP）</p> <p>多言語対応の教材や文書検索ができます。研修用動画や外国人児童・保護者向けの動画などの多言語資料集も掲載されています。</p> <p><a href="https://casta-net.mext.go.jp/">https://casta-net.mext.go.jp/</a></p>	
2	<p>外国につながる子供向けの教材が知りたい！（文部科学省 HP）</p> <p>日本語指導の実績豊富な自治体や大学等が公開している教材や動画コンテンツ等を紹介しています。（初期日本語学習用動画、多言語対応の中学教科単語帳、日本語指導のための授業映像、自宅での日本語学習に活用できる教材等）</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00663.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00663.html</a></p>	
3	<p>多言語版・漢字学習アプリ「たふマルリン」（東京外国語大学）</p> <p>小学1年生から3年生に習う漢字を学習するための無料アプリ。ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、英語、ベンガル語、日本語の8多言語で漢字の意味などを説明しており、児童・生徒の知っている言葉で、漢字の学習を進めることができます。ドリル型の設問には効果音もあるため、クイズ感覚で学習できます。漢字の読み方を音声で聴いたり、録音機能により、自分の声や講師の声などを何度でも聞き直したりすることもできます。</p> <p><a href="https://www.tufs.ac.jp/social_international/materials/tufs-multiling/tufsmultiling.html">https://www.tufs.ac.jp/social_international/materials/tufs-multiling/tufsmultiling.html</a></p>	
4	<p>ひらがな、カタカナ等学習アプリ「エリンと挑戦！にほんごテスト」（国際交流基金）</p> <p>カードゲームやマンガ、クイズを通して日本語の初級の語彙や表現を楽しく学び、どのくらい覚えたかを確認できるアプリです。対象学習レベルは、日本語の勉強をはじめたばかりの人から初級前半くらいを想定し、漢字・ひらがな・カタカナを習得していないレベルから利用できるようになっています。英語版、インドネシア語版があります。</p> <p><a href="https://www.apperin.jp/go.jp/">https://www.apperin.jp/go.jp/</a></p>	
5	<p>コンテンツライブラリー「エリンが挑戦！にほんごできます。」（国際交流基金）</p> <p>日本の高校生活を舞台にした豊富な動画で、日本語と日本文化が学ぶことができます。</p> <p><a href="https://www.erin.jp/go.jp/">https://www.erin.jp/go.jp/</a></p>	
6	<p>外国につながる子どもたちのための教材（東京外国語大学多言語多文化共生センター）</p> <p>東京外国語大学が開発した教材の無料提供サイト。ダウンロードして自由に使える教材（ポルトガル語、タガログ語/英語、スペイン語、ベトナム語、タイ語）</p> <p><a href="https://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/social.html">https://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/social.html</a></p>	
7	<p>「多文化・多言語な子どもたちとどう学ぶ？学習支援のツールボックス」（NHK for school）NHK for School の動画を活用するアイデアを検索することができます。</p> <p><a href="https://www.nhk.or.jp/school/cld-toolbox/">https://www.nhk.or.jp/school/cld-toolbox/</a></p>	

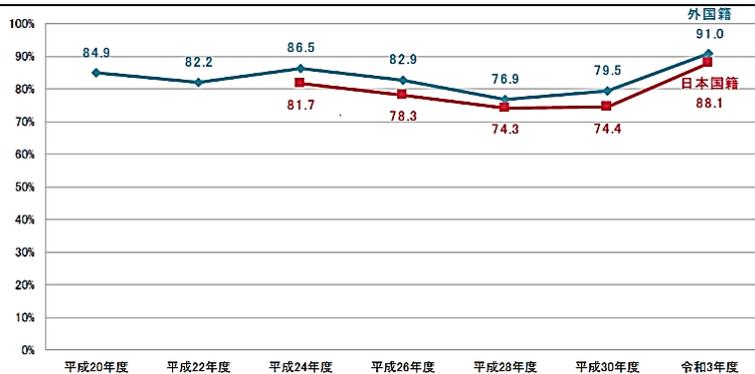
(3) 進路指導・キャリア教育に関わるもの	二次元コード																
<p>1 「在留資格について」(出入国在留管理庁 HP)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #fff9c4; border: 1px solid black; margin: 0;"><b>高等学校等卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ</b></p> <p>出入国在留管理庁においては、父母等に同伴して日本に在留している外国人の方が、高等学校等卒業後に日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更を認めています。 それぞれの主な要件及び在留資格変更許可申請の際の提出資料は以下のとおりです。</p> <p style="background-color: #9c27b0; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin: 0;">要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00bcd4; color: white; padding: 2px;">定住者</th> <th style="background-color: #8bc34a; color: white; padding: 2px;">特定活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※中学校には夜間中学を含みます。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。</td> <td style="padding: 2px;">我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">-</td> <td style="padding: 2px;">扶養者が身元保証人として在留していること</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">入国時に18歳未満であること</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">就労先が決定(内定を含む。)していること ※当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">住居地の届出等、公的義務を履行していること</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>日本での生活年数が長くなるにつれ、生徒本人の在留資格への意識が薄くなることもあるため、外国人児童生徒等の進路指導・キャリア教育に関わる関係者には、在留資格と就労の条件を共通理解したうえで、見通しを持った支援にあたることが求められます。</p> <p><a href="https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00122.html">https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00122.html</a></p>	定住者	特定活動	我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※中学校には夜間中学を含みます。	-	我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。	我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。	-	扶養者が身元保証人として在留していること	入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。		入国時に18歳未満であること		就労先が決定(内定を含む。)していること ※当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること		住居地の届出等、公的義務を履行していること		
定住者	特定活動																
我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※中学校には夜間中学を含みます。	-																
我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。	我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。																
-	扶養者が身元保証人として在留していること																
入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。																	
入国時に18歳未満であること																	
就労先が決定(内定を含む。)していること ※当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること																	
住居地の届出等、公的義務を履行していること																	
<p>2 「高等学校等就学支援金について」(岩手県 HP)</p> <p>高等学校等就学支援金制度の概要、対象等の情報を確認することができます。</p> <p>(公立高等学校等について)</p> <p><a href="https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1061714.html">https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1061714.html</a></p> <p>(私立高等学校等について)</p> <p><a href="https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/shigaku/1006751/1006752.html">https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/shigaku/1006751/1006752.html</a></p>	  																
<p>3 「外国人の子どもに向けたキャリアガイド(多言語での職業案内)」(三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課多文化共生班)</p> <p>日本の44職種をポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語で紹介しています。</p> <p><a href="https://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/49135032696.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/49135032696.htm</a></p>																	

(4) 支援の充実に資するもの	二次元コード
<p>1 公益財団法人岩手県国際交流協会 HP より  国際交流センターHP <a href="https://iwate-ia.or.jp/?p=iecenter-01&amp;l=jp">https://iwate-ia.or.jp/?p=iecenter-01&amp;l=jp</a>  海外書籍や国際交流・協力に関する書籍・資料・雑誌などの閲覧・貸出を行っています。  アイーナの「資料検索・貸出サービス」URL <a href="http://kensaku.aiina.jp/">http://kensaku.aiina.jp/</a></p>	
<p>2 外国人児童生徒等教育に関する研修用動画（文部科学省 YouTube mextchannel）  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm</a></p> <p>【教職員・支援者向け】</p>  <p>外国人児童生徒等の教育に関する教職員・支援者向け研修動画</p> <p>全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。各動画とも20分～30分で学べる内容になっています。</p> <p>研修動画の対象  ・学校の教職員・教育委員会職員  ・日本語指導補助者・母語支援員  その他、外国人児童生徒等の教育や支援等に携わる方の研修に活用いただけます。</p> <p>5つの研修内容  ① 外国人児童生徒等の受け入れ  ② 外国人児童生徒等教育の考え方  ③ 日本語指導の方法1  ④ 日本語指導の方法2  ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育</p> <p>研修動画の活用例  ・校内研修において動画視聴  →動画の内容についてグループ演習  →全体で発表・共有  ・教育委員会が実施する研修の事前学習教材として活用  ・自己研修として個人で動画を視聴</p> <p>学校内外での研修、個人での研修など</p> <p>外国人児童生徒等の受け入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。</p> <p>動画は「YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。  QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm</a></p> <p>【児童・保護者向け】</p>  <p>活用方法</p> <p>【はじめて！今日からともだち】</p> <p>はじめまして！今日からともだち</p> <p>内容  主人公は小学校3年生。外国から来日し、日本の小学校に通学することになりました。「日本語がわかるかな?」「友達ができるかな?」主人公が、はじめて小学校に通う日々のお話です。</p> <p>【おしえて！日本の小学校】</p> <p>日本の学校生活に関する紹介動画です。学校の行事をはじめ、学校生活の習慣やきまり、毎日の持ち物など、学校でどのように過ごすのか、わかりやすく紹介しています。</p> <p>©学校行事や持ち物などは学校・地域によって異なります。詳しくは、入学する学校で説明を受けてください</p> <p>外国人児童生徒等の教育に携わる教職員・支援員等の方が、基礎的な知識を学ぶことのできる研修用動画です（1動画あたり20分程度）。個人で視聴、教育委員会・学校での研修で活用などの使い方ができます。</p> <p>外国人児童生徒等やその保護者に対し、日本の学校での生活の様子を知ってもらうためのアニメーション動画です（1動画あたり10分程度）。日本語の他に、複数言語版も制作されているので、学校における初期指導や、就学前の情報提供などに活用できます。</p>	
<p>3 「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」  「外国人の子供の就学状況等調査」  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm</a></p>	
<p>4 「帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業」事業概要等  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1339531.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1339531.htm</a></p>	

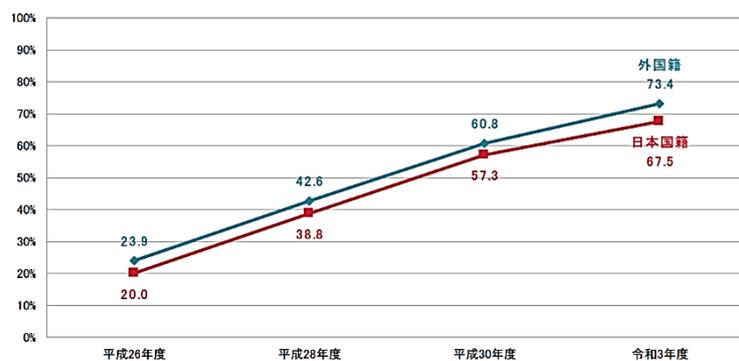
#### 4 その他参考資料

##### (1) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」より

日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別の配慮に基づく指導を受けている者の割合



上記のうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果の概要」

(2) 文部科学省「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)より【概要】より抜粋

**「令和の日本型学校教育」の構築を目指して**  
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

令和3年1月26日  
中央教育審議会

**第I部 総論**

**1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能**

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

**2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて**

**成果**

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割

①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障(安全・安心につながるができる居場所・セーフティネット)

**課題**

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化(特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等)
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念  
(自立・協働・創造)の継承

学校における  
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の  
実現

新学習指導要領の  
着実な実施

**必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現**

**第II部 各論**

**5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について**

**(1) 基本的な考え方**

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

**(2) 指導体制の確保・充実**

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
  - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
  - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
  - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
  - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
  - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
  - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域の関係機関との連携**
  - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
  - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

**(4) 就学状況の把握、就学促進**

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

**(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善**

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
  - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
  - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
  - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
  - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
  - 情報検索サイト「かすたねっ」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
  - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
  - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

**(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実**

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学選抜における外国人生徒等を対象とした特別な配慮(ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等)について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

**(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援**

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保